

平成19年8月29日(水)開催

総務委員会会議順序

開議時刻 午前10時30分
会議室 総務委員会室

○ 開 会

1 付託事件

2 協議又は報告事項

- (1) 平成19年9月定例会主要事項について
- (2) 公立大学法人岡山県立大学中期計画について
- (3) 地方自治法施行60周年記念事業について
- (4) 当面の財政に関する試算について
- (5) 防災週間における啓発事業等について
- (6) 市町村消防の広域化について
- (7) おかやま旧日銀ホールの指定管理者の募集について
- (8) 倉敷チボリ公園10周年記念事業について
- (9) 政令指定都市移行県市連絡会議の協議状況等について
- (10) 平成18年度市町村決算見込みについて
- (11) その他

○ 次回の委員会

・平成19年9月26日(水) 午前10時30分～

○ 閉 会

平成19年度9月補正予算額一覧表

(単位:百万円)

| 区 分 | | 既定予算額 (A) | 補正予算額 (B) | 合 計 (A)+(B) | |
|------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 一 般 会 計 | A 義務的経費 | (232,436) 241,324 | () | (232,436) 241,324 | |
| | B 公 共 事業費 | 一 般 公 共 | (1,703) 42,354 | () | (1,703) 42,354 |
| | | 災 害 復 旧 | (252) 4,456 | () | (252) 4,456 |
| | | 国 直 轄 | (4,496) 16,272 | () | (4,496) 16,272 |
| | C 国庫補助事業費 | | (6,242) 21,315 | () | (6,242) 21,315 |
| | D 基 準 行 政 運 営 費 | 人 件 費 | (194,146) 236,770 | () | (194,146) 236,770 |
| | | 運 営 費 | (25,177) 30,533 | () 125 | (25,177) 30,658 |
| | E 単県行政施策費 | | (40,036) 101,156 | () 18 | (40,036) 101,174 |
| | 一般会計の計 | | (504,488) 694,180 | () 143 | (504,488) 694,323 |
| | 特別会計の計 | | 262,692 | | 262,692 |
| 合 計 | | (504,488) 956,872 | () 143 | (504,488) 957,015 | |
| 企業会計の計 | | 14,830 | | 14,830 | |

()は一般財源

平成19年度9月補正予算額の内訳(一般会計)

(単位:百万円)

| 区 分 | 既定予算額 (A) | 補正予算額 (B) | 合 計 (A)+(B) |
|-----------|------------------------|--------------|------------------------|
| 総 務 部 | (194,834) 204,794 | () | (194,834) 204,794 |
| 企 画 振 興 部 | (8,683) 17,088 | () 10 | (8,683) 17,098 |
| 生 活 環 境 部 | (5,970) 6,572 | () 8 | (5,970) 6,580 |
| 保 健 福 祉 部 | (77,459) 89,633 | () | (77,459) 89,633 |
| 産 業 労 働 部 | (9,271) 13,127 | () | (9,271) 13,127 |
| 農 林 水 産 部 | (20,531) 51,647 | () | (20,531) 51,647 |
| 土 木 部 | (17,596) 91,048 | () 125 | (17,596) 91,173 |
| 警 察 本 部 | (42,239) 47,799 | () | (42,239) 47,799 |
| 教 育 委 員 会 | (124,850) 169,406 | () | (124,850) 169,406 |
| 諸 局 | (3,055) 3,066 | () | (3,055) 3,066 |
| 合 計 | (504,488) 694,180 | () 143 | (504,488) 694,323 |

()は一般財源

平成19年度9月補正予算額款別一覧表

(単位:百万円)

【歳入】

| 款 別 | 区 分 | 既定予算額 (A) | 補正予算額 (B) | 合 計 (A)+(B) |
|-------------|-----|-----------|-----------|----------------|
| 県 | 税 | 265,134 | | 265,134 |
| 地方消費税清算金 | | 35,873 | | 35,873 |
| 地方譲与税 | | 4,289 | | 4,289 |
| 地方特例交付金 | | 1,769 | | 1,769 |
| 地方交付税 | | 149,500 | | 149,500 |
| 交通安全対策特別交付金 | | 1,000 | | 1,000 |
| 分担金及び負担金 | | 8,890 | | 8,890 |
| 使用料及び手数料 | | 10,500 | 125 | 10,625 |
| 国庫支出金 | | 81,834 | | 81,834 |
| 財産収入 | | 1,369 | | 1,369 |
| 寄附金 | | 5 | | 5 |
| 繰入金 | | 30,348 | 8 | 30,356 |
| 諸収入 | | 16,974 | 10 | 16,984 |
| 県債 | | 86,695 | | 86,695 |
| 合 | 計 | 694,180 | 143 | 694,323 |

【歳出】

| 款 別 | 区 分 | 既定予算額 (A) | 補正予算額 (B) | 合 計 (A)+(B) |
|--------|-----|-----------|-----------|----------------|
| 議会費 | | 1,719 | | 1,719 |
| 総務費 | | 52,007 | 18 | 52,025 |
| 民生費 | | 76,032 | | 76,032 |
| 衛生費 | | 13,988 | | 13,988 |
| 労働費 | | 1,649 | | 1,649 |
| 農林水産業費 | | 49,931 | | 49,931 |
| 商工費 | | 11,085 | | 11,085 |
| 土木費 | | 89,392 | 125 | 89,517 |
| 警察費 | | 47,799 | | 47,799 |
| 教育費 | | 180,667 | | 180,667 |
| 災害復旧費 | | 4,748 | | 4,748 |
| 公債費 | | 102,509 | | 102,509 |
| 諸支出金 | | 62,454 | | 62,454 |
| 予備費 | | 200 | | 200 |
| 合 | 計 | 694,180 | 143 | 694,323 |

平成19年度

9月補正予算額事項別一覧表

平成19年8月29日

企 画 振 興 部

平成19年度 補正予算額一覧表

(単位:千円)

| 区 分 | | 既定予算額 (A) | 補正協議額 | 補正予算額 (B) | 合 計 (A)+(B) | |
|------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 一 般 会 計 | A 義務的経費 | (783,118) 3,045,982 | () | () | (783,118) 3,045,982 | |
| | B 公 共 事業費 | 一般公共 | () | () | () | () |
| | | 災害復旧 | () | () | () | () |
| | | 国直轄 | () | () | () | () |
| | C 国庫補助事業費 | (147,361) 926,718 | () | () | (147,361) 926,718 | |
| | D 基 準 行 政 運 営 費 | 人件費 | (2,767,418) 2,945,305 | () | () | (2,767,418) 2,945,305 |
| | | 運営費 | (1,883,999) 2,415,877 | () | () | (1,883,999) 2,415,877 |
| | E 単県行政施策費 | (3,100,791) 7,753,957 | () 10,000 | () 10,000 | (3,100,791) 7,763,957 | |
| | 一般会計の計 | (8,682,687) 17,087,839 | () 10,000 | () 10,000 | (8,682,687) 17,097,839 | |
| | 特別会計の計 | 6,326,706 | | | 6,326,706 | |
| 合 計 | (8,682,687) 23,414,545 | () 10,000 | () 10,000 | (8,682,687) 23,424,545 | | |
| 企業会計の計 | | | | | | |

()は一般財源

平成 19 年度 9月補正予算額事項別一覧

(単位:千円)

| 分類 | 事項名 | IT戦略推進費 | | |
|------------|--|---------------|--------|--------|
| | | 既定予算額 | 補正協議額 | 補正予算額 |
| E | | (139,544) | () | () |
| | | 142,268 | 10,000 | 10,000 |
| 説明 | 共同アウトソーシング支援人材サポート事業費 県・市町村共同利用型の施設予約業務モデルシステムの導入に向けて、システム開発業者からの技術支援や、共同利用参加予定施設の職員に対するシステムの運用研修等の導入支援に要する経費 | | | |
| E分類計 | | (3,100,791) | () | () |
| | | 7,753,957 | 10,000 | 10,000 |
| 一般会計 の計 | | (8,682,687) | () | () |
| | | 17,087,839 | 10,000 | 10,000 |
| 計 | | (8,682,687) | () | () |
| | | 23,414,545 | 10,000 | 10,000 |

()は一般財源

総務委員会資料(Ⅱ)

9月定例会主要事項

- 岡山県吏員恩給条例の一部を改正する条例 …………… P 1

- 学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例 …………… P 4

- 法人の経営状況（公立大学法人岡山県立大学） …………… P 7

平成19年8月29日

総 務 部

岡山県吏員恩給条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

| 項 目 | 記 載 欄 |
|--------------------|---|
| 案の内容 | 精神又は身体に障害がある成年の子への扶助料の支給について、県吏員の死亡の当時から障害があることを要件に加える。 |
| 改正理由 | 恩給法の一部改正にかんがみ、精神又は身体に障害がある成年の子への扶助料の支給の要件を改める必要がある。 |
| 案と予算 措置との 関係 | なし |
| 備 考 | |

岡山県吏員恩給条例の一部を改正する条例

岡山県吏員恩給条例（昭和二十五年岡山県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。
第五十四条中「子は、」の下に「県吏員の死亡の当時から」を、「あり」の下に「、かつ、」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正前の第五十四条の規定は、この条例の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、この条例による改正後の第五十四条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

改正理由

恩給法の一部改正にかんがみ、精神又は身体に障害がある成年の子への扶助料の支給の要件を改める必要がある。

岡山県吏員恩給条例新旧対照表

| | |
|----------|--|
| <p>新</p> | <p>(成年の子の扶助料資格) 第五十四条 成年の子は、<u>県吏員の死亡の当時から精神又は身体に障害があり、かつ、生活の資料を得るみちがないときに限り、これに扶助料を支給する。</u></p> |
| <p>旧</p> | <p>(成年の子の扶助料資格) 第五十四条 成年の子は、<u>精神又は身体に障害があり生活の資料を得るみちがないときに限り、これに扶助料を支給する。</u></p> |

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整備に関する条例案要綱

担当課 総務部人事課
保健福祉部子育て支援課
教育委員会

| 項目 | 記 載 欄 |
|--------------------|--|
| 案の内容 | <p>次の条例において引用する学校教育法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">1 職員の修学部分休業に関する条例2 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例3 岡山県立中学校設置条例 |
| 改正理由 | 学校教育法の一部改正に伴い，規定の整備を行う必要がある。 |
| 案と予算 措置との 関係 | なし |
| 備 考 | |

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第一条 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年岡山県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「第八十二条の二」を「第二百二十四条」に改め、同項第三号中「第八十三条第一項」を「第三百三十四条第一項」に改める。

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例の一部改正)

第二条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく認定こども園の認定の基準を定める条例(平成十八年岡山県条例第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第七十八条各号」を「第二十三条各号」に改める。

(岡山県立中学校設置条例の一部改正)

第三条 岡山県立中学校設置条例(平成十三年岡山県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

本則中「第五十一条の十」を「第七十一条」に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

改正理由

学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。

職員の修学部分休業に関する条例新旧対照表（第一条関係）

| | |
|----------|--|
| <p>新</p> | <p>（修学部分休業） 第二条 1略 2 法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一 略 二 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校 三 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校 四 略 3 略</p> |
| <p>旧</p> | <p>（修学部分休業） 第二条 1略 2 法第二十六条の二第一項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。 一 略 二 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校 三 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校 四 略 3 略</p> |

平成19年度 公立大学法人岡山県立大学 事業計画書

(単位：千円)

| 事業名 | 事業の概要 | 事業費 |
|--------|---|------------------|
| 岡山県立大学 | <p>1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 学士教育では、多様化する現代社会の変化や要請に応えうる人材の育成を図る。大学院教育では、専門分野だけでなく、周辺分野の知識も十分身につけられる教育指導を行う。</p> <p>(2) 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を含む大学案内の英語版を作成する。</p> <p>(3) 学生の生活・就職などへの支援のために、学生の自主的・建設的な意見を広く、的確に反映させるための組織的な活動を行う。</p> <p>(4) 学生の経済的支援では、授業料減免制度等の説明会を実施する。</p> <p>(5) 教員全員の研究テーマ・成果等を集約した研究総覧を作成し、公表する。</p> <p>(6) 研究成果の管理のため、本学教職員と岡山TLO職員を構成員とする審査会を設置し、教員の発明に係る審査機能を充実させる。</p> <p>(7) 各教員は、地域共同研究機構の活動に積極的に協力することで、自らの研究分野の拡大を図る。</p> <p>(8) 産学官連携では、フォーラムの開催、幅広いPRを通じて企業と交流を図る。また、国際交流では、東アジアの大学と学術交流協定の締結を目指す。</p> <p>2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築を図るとともに、戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進を図る。</p> <p>(2) 大学組織を継続的に点検・検討する仕組みを構築する。</p> <p>(3) 人事制度では、変形労働時間制の導入、裁量労働制導入の研究、任期制教員の拡大、兼職・兼業規制の緩和を図る。</p> <p>(4) 事務の効率化では、外部委託の活用及び業務マニュアルの作成等を行う。</p> <p>3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 授業料の口座振替払い制度などを導入し、その周知を図る。</p> <p>(2) 積極的な外部研究資金等の獲得を図る。</p> <p>(3) 資金の安全かつ効率的な運用・管理を行うための要領等を策定する。</p> <p>(4) 経費の抑制のため、業務の簡素化・合理化や外部委託を検討し、可能なものから順次実施する。</p> <p>4 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 教育年報、社会貢献年報等を発行することにより、自己点検・評価を行う。</p> <p>(2) 法人運営組織の諸会議に関する情報等の公表について検討する。</p> <p>5 その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>(1) 施設整備等の整備では、エバーグリーンデザインに配慮する。また、省エネルギー効果の高い設備の導入を行う。</p> <p>(2) 安全衛生管理では、毒物劇物等について適切な管理を行い状況を点検する。</p> <p>(3) 人権に関しては、教職員を対象としたハラスメント防止の研修会を実施する。</p> | <p>3,592,359</p> |
| | <p>合 計</p> | <p>3,592,359</p> |

平成19年度 公立大学法人岡山県立大学 予算書

(単位：千円)

| 支 出 の 部 | | | | 収 入 の 部 | | | |
|----------------------|-----------|------|-----------|--------------------|-----------|------|-----------|
| 科 目 | 予 算 額 | | | 科 目 | 予 算 額 | | |
| | 19年度 | 18年度 | 増△減 | | 19年度 | 18年度 | 増△減 |
| 教育研究経費 | 802,237 | | 802,237 | 運営費交付金 | 2,503,870 | | 2,503,870 |
| 教育経費 | 457,726 | | 457,726 | 自己収入 | 1,023,489 | | 1,023,489 |
| 研究経費 | 288,998 | | 288,998 | 授業料 | 815,325 | | 815,325 |
| 教育研究支援経費 | 55,513 | | 55,513 | 検定料 | 46,762 | | 46,762 |
| 人件費 | 2,384,741 | | 2,384,741 | 入学料 | 114,755 | | 114,755 |
| 役員人件費 | 36,080 | | 36,080 | その他 | 46,647 | | 46,647 |
| 教員人件費 | 1,960,733 | | 1,960,733 | 受託研究等収入及び 寄附金収入 | 65,000 | | 65,000 |
| 職員人件費 | 387,928 | | 387,928 | | | | |
| 一般管理費 | 340,381 | | 340,381 | | | | |
| 受託研究等経費及び 寄附金事業費等 | 65,000 | | 65,000 | | | | |
| 合 計 | 3,592,359 | | 3,592,359 | 合 計 | 3,592,359 | | 3,592,359 |

経営状況等の概況（県外郭団体）

| 団体の基本情報（H19.4.1現在） | | | | | |
|--------------------|--|---------|--------------|-------|------|
| 名称 | 公立大学法人岡山県立大学 | 事務所の所在地 | 総社市窪木111番 | | |
| 代表者 | 理事長 三宮 信夫 | 設立年月日 | 平成19年4月1日 | | |
| 基本財産 | 12,091,633千円 | うち県出資金 | 12,091,633千円 | 県出資比率 | 100% |
| 役員 | 7人 | 職員 | 338人 | 決算時期 | 3月 |
| 設立目的 | この公立大学法人は、大学を設置し、及び管理することにより、他の教育研究機関及び地域社会との自由かつ緊密な交流連携のもとに、人間・社会・自然の関係を重視する実学を教授研究するとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く人材の育成を図り、もって学術文化の進展及び地域産業の振興に寄与することを目的とする。 | | | | |
| 主な事業 | (1) 県立大学を設置し、これを運営すること。 (2) 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。 (3) 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。 (4) 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。 (5) 県立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。 (6) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。 | | | | |

| 経営実績と財産の状況（単位：千円） | | | | | | |
|-------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19(予算) |
| 当期収入 A | / | | | | | 3,592,359 |
| うち県支出金 B | | | | | | 2,503,870 |
| 県支出金の割合 (B/A) | | | | | | 69.7% |
| 当期支出 C | / | | | | | 3,592,359 |
| 当期収支差額 (A-C) | | | | | | 0 |
| 総資産 D | | | | | | / |
| 主なもの | | | | | | |
| 総負債 E | | | | | | |
| 正味財産 F=D-E | / | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 経営実績と財産の状況についての評価 | / | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

| 役員職員の状況 | | | | | | | |
|---------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 役員 | 総数 | / | | | | | 7 |
| | 常勤 | | | | | | 4 |
| | うち県派遣職員 | | | | | | 0 |
| | 非常勤 | | | | | | 3 |
| | うち県職員 | 0 | | | | | |
| 職員 | 総数 | / | | | | | 338 |
| | 常勤 | | | | | | 230 |
| | うち県派遣職員 | | | | | | 35 |
| | 非常勤 | | | | | | 108 |

| 岡山県からの支出の状況（単位：千円） | | | | | | |
|--------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----------|
| | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19(予算) |
| 県支出金（再掲） | / | | | | | 2,503,870 |
| 内 運営費交付金 | | | | | | 2,503,870 |
| 訳 | | | | | | |
| その他 | / | | | | | |
| 長期貸付金（年度末残高） | | | | | | |
| 損失補償限度額 | | | | | | |
| 損失補償契約に係る債務残高 | | | | | | |
| | / | | | | | |
| 債務保証限度額 | | | | | | |
| | / | | | | | |
| 債務保証契約に係る債務残高 | | | | | | |

総務委員会資料（Ⅱ）

< 9月定例会主要事項 >

- 岡山県県土保全条例及び都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

平成19年8月29日

企 画 振 興 部

岡山県県土保全条例及び都市計画法に係る開発行為の許可の基準
 に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 企画振興部地域振興課
 土木部都市局建築指導課

| 項 目 | 記 載 欄 |
|------------|---|
| 案の内容 | <p>1 岡山県県土保全条例の一部改正</p> <p>岡山県県土保全条例において引用する都市計画法の条項の移動のあった部分について、規定の整備を行う。</p> <p>2 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正</p> <p>(1) 都市計画法施行令に基づく開発区域の面積の特例に係る規定を削除する。</p> <p>(2) その他規定の整備を行う。</p> |
| 改正理由 | <p>都市計画法施行令等の一部改正に伴い、開発区域の面積の特例に係る規定を削除する等所要の改正を行う必要がある。</p> |
| 案と予算措置との関係 | なし |
| 備考 | |

岡山県県土保全条例及び都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

(岡山県県土保全条例の一部改正)

第一条 岡山県県土保全条例(昭和四十八年岡山県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「同条第一項第五号から第七号」を「同条第一項第四号から第六号」に改める。

(都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例の一部改正)

第二条 都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例(平成十三年岡山県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十四条第八号の三及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号。以下「政令」という。)第三十一条ただし書」を「第三十四条第十一号」に改める。

第二条第一項中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に、「政令」を「都市計画法施行令(昭和四十四年政令第五百五十八号)」に改める。

第三条中「第三十四条第八号の三」を「第三十四条第十一号」に改める。

第四条を削る。

附則

この条例は、平成十九年十一月三十日から施行する。

改正理由

都市計画法施行令等の一部改正に伴い、開発区域の面積の特例に係る規定を削除する等所要の改正を行う必要がある。

岡山県土保全条例新旧対照表（第一条関係）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>（適用除外） 第十六条 この条例の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為のうち同法第二十九条第一項又は第二項の規定により許可を要するもの及び同条第一項第四号から第六号までに掲げるもの 二 十一略</p> | <p>（適用除外） 第十六条 この条例の規定は、次に掲げる開発行為については適用しない。 一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項に規定する開発行為のうち同法第二十九条第一項又は第二項の規定により許可を要するもの及び同条第一項第五号から第七号までに掲げるもの 二 十一略</p> |

都市計画法に係る開発行為の許可の基準に関する条例新旧対照表（第二条関係）

新

（趣旨）
 第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三十四条第十一号の規定により、市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（開発許可の対象となる区域）

第二条 法第三十四条第十一号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域であつて、原則として、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないものとする。

一・二略

2・3略

（環境の保全上支障があると認められる用途）

第三条 法第三十四条第十一号の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（い）項第二号に掲げるものを含む。）以外の予定建築物等の用途とする。

旧

（趣旨）
 第一条 この条例は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号。以下「法」という。）第三十四条第八号の三及び都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号。以下「政令」という。）第三十一条ただし書の規定により、市街化調整区域に係る開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（開発許可の対象となる区域）

第二条 法第三十四条第八号の三の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれかに該当する土地の区域であつて、原則として、政令第八条第一項第二号ロからニまでに掲げる土地の区域を含まないものとする。

一・二略

2・3略

（環境の保全上支障があると認められる用途）

第三条 法第三十四条第八号の三の条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途は、自己の居住の用に供する一戸建ての住宅（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）別表第二（い）項第二号に掲げるものを含む。）以外の予定建築物等の用途とする。

（開発区域の面積の特例）

第四条 政令第三十一条ただし書の条例で定める開発区域の面積は、市街化調整区域においては、産業の振興、居住環境の改善その他都市機能の維持又は増進に著しく寄与する開発行為に限り、五ヘクタールとする。

総務委員会資料

9月定例会主要事項

- 岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について

平成19年8月29日

企業局

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び
基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 企 業 局

| 項 目 | 記 載 欄 |
|----------------|--|
| 案 の 内 容 | 部分休業の定義におけるその対象となる子を小学校就学の始期に達するまでの子に改める。 |
| 改 正 理 由 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にかんがみ、部分休業の対象となる子の範囲を拡大することに伴い、部分休業の定義を改める必要がある。 |
| 案と予算措置 との関係 | なし |
| 備 考 | |

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和二十九年岡山県条例
第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にかんがみ、部分休業の対象となる子の範囲を拡大することに伴い、部分休業の定義を改める必要がある。

岡山県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(給与の減額) 第十五条 1略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(公営企業管理者の定めるところにより配偶者その他の者の介護のため当該職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> | <p>(給与の減額) 第十五条 1略</p> <p>2 職員が部分休業(当該職員がその三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)又は介護休暇(公営企業管理者の定めるところにより配偶者その他の者の介護のため当該職員が勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p> |

総務委員会資料(Ⅲ)

- 公立大学法人岡山県立大学中期計画について …………… P 1
- 地方自治法施行60周年記念事業について …………… P 6
- 当面の財政に関する試算について …………… P 7
- 防災週間における啓発事業等について …………… P 10
- 市町村消防の広域化について …………… P 12

平成19年8月29日

総 務 部

公立大学法人岡山県立大学中期計画について

地方独立行政法人法（以下「法」という。）第26条第1項の規定に基づき、公立大学法人岡山県立大学から認可申請のあった別添「公立大学法人岡山県立大学中期計画」について、8月24日付けで認可したので報告する。

○中期計画の趣旨

中期計画は、地方独立行政法人が、設立団体の長から指示された中期目標を達成するための、措置、予算等を盛り込んだ計画である。

設立団体の長は、中期計画の認可にあたって、あらかじめ、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

○中期計画の期間

中期目標の期間に同じ（公立大学法人の場合は6年間）

○中期計画に定める事項

- 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- 4 短期借入金の限度額
- 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- 6 剰余金の使途
- 7 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
 - (1) 施設及び設備に関する計画
 - (2) 中期目標の期間を超える債務負担
 - (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途
 - (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

(参考)

○地方独立行政法人法抜粋

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 以下略

(中期計画)

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- (4) 短期借入金の限度額
- (5) 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
- (6) 剰余金の使途
- (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 以下略

(利益及び損失の処理等)

第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の使途に充てることことができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることことができる。

5 以下略

○岡山県地方独立行政法人法施行細則抜粋

(中期計画の記載事項)

第4条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 中期目標（法第25条第1項前段に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の期間を超える債務負担
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることことができる積立金の使途
- (4) その他法人の業務運営に関し必要な事項

公立大学法人岡山県立大学中期計画の概要

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

学士教育では、様々な社会の要請に的確に対応できる人材を育成する。大学院教育では、専門分野において、高度な知識をもち指導的な役割を果たす技術者、研究者を育成する。

○国家試験の合格率 (％)

| 試験名 | 現状 (H13-18年度平均) | 目標 (最終年度) |
|-----------|-----------------|-----------|
| 看護師国家試験 | 97 | 100 |
| 保健師国家試験 | 87 | 90 |
| 助産師国家試験 | 90 | 100 |
| 管理栄養士国家試験 | 89 | 95 |
| 社会福祉士国家試験 | 65 | 80 |

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明示するとともに、高大接続教育を意図した教育課程の編成等を行う。また、公的試験研究機関等と連携大学院方式の推進等に取り組む。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

適切な教員の配置に努めるとともに、職員の専門性の向上等を図る。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標を達成するためとるべき措置

指導体制の強化、学生のキャリア形成を支援するとともに、学生が就職活動を効果的に展開できるよう充実を図る。

○卒業生の就職率 (％)

| 現状 (H13-18年度平均) | 目標 (最終年度) |
|-----------------|-----------|
| 93 | 97 |

※就職率＝就職者数／就職希望者数

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

授業料減免制度の活用、各種奨学金の斡旋などにより支援する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

教員の水準向上を図るとともに、研究成果の学外へ情報発信、岡山TLOの活用等を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

連携大学院方式の推進、学部横断的な研究体制の組織化を図る。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

地域共同研究機構の機能強化等を図るとともに、移動型の情報発信基地（アクティブキャンパス）を設け、その活動を定着させる。

(2) 産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

岡山TLOとの緊密な連携を図り研究成果の地域への還元を努める。

(3) 国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

国際交流協定を締結している大学と幅広い分野での教育交流、共同研究等を展開する。

○国際交流協定締結大学数

| | |
|------------|-----------|
| 現状 (H18年度) | 目標 (最終年度) |
| 3 大学 | 7 大学 |

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

理事長（学長）がリーダーシップを発揮し、学内の資源配分計画を戦略的に策定するとともに、大学の目標と教育研究上の重点分野に留意し、実績を踏まえて予算や人員の配分を行う。また、評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

各教育研究組織を継続的に点検・検討する委員会を機能させる。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

弾力的な勤務形態の導入を検討するとともに、任期制教員の拡大、兼職・兼業規制の緩和を図る。また、多面的で適正な人事評価制度を導入し、結果を研究費の配分、昇任等に反映させる。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

外部委託の活用、業務マニュアルの作成等を行うとともに、短期雇用の事務職員を採用するなど弾力的な雇用を行い、事務処理の迅速化・効率化を図る。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 学生納付金については、コスト、手続の簡便性等の観点から収納方法の工夫を図る。
- ・ 外部研究資金等の獲得では、科学研究費補助金をはじめとする競争的研究資金等の獲得に向けた戦略的取組を強化するとともに、共同研究・受託研究・教育研究奨励寄附金の外部研究資金の獲得をより一層推進する。

○科学研究費補助金応募件数（年間）

| 学 部 名 | 現状 (H13-18年度平均) | 目標 (最終年度) |
|--------|-----------------|-----------|
| 保健福祉学部 | 21 件 | 42 件以上 |
| 情報工学部 | 23 件 | 40 件以上 |
| デザイン学部 | 2 件 | 4 件以上 |

○外部研究資金獲得件数（年間）

| 項 目 | 現状 (H13-18年度平均) | 目標 (最終年度) |
|-----------|-----------------|-----------|
| 共同研究 | 17 件 | 28 件以上 |
| 受託研究 | 7 件 | 14 件以上 |
| 教育研究奨励寄附金 | 19 件 | 25 件以上 |

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

大学施設の有効活用を推進するとともに、資産運用、資金管理については、競争原理を活かした余裕資金の運用を図るなど、安全性、安定性等を考慮しつつ、効果的に行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

契約期間の複数年度化や契約の集約化など、契約方法の弾力化を通じて、経費を削減するとともに、外部委託の拡大を図るなどの業務改革を行い、効果的・効率的な運営を行う。

IV 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

評価委員会を役員会の下に配置し、定期的に自己点検・評価を行うとともに、客観的な評価を行うため、認証評価機関による第三者評価を受ける。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

総括的な広報責任者を置き、戦略的に広報活動を展開できる体制を強化する。また、中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表、評価結果等の情報提供をホームページ等を通じて積極的に行う。

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

設備の整備や高額機器の購入については、長期的な計画を策定し、効率的に実施する。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置

労働安全衛生法等を踏まえた安全衛生管理体制を確立・強化する。

3 人権に関する目標を達成するためとるべき措置

セクシャルハラスメント等の人権侵害を防止するため、体制を整備する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

6年間の見込み額を計上

VII 短期借入金の限度額

限度額 3億円

VIII 剰余金の使途

教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

地方自治法施行60周年記念事業について

平成19年は、地方自治法が施行されて60周年を迎える極めて意義深い年に当たることから、地方自治の意義と重要性を認識し、各地方公共団体の一層の発展と地方自治の発展を期するため、次のとおり記念事業を実施する。

1 日 時 平成19年10月10日(水) 13:00～16:25

2 場 所 メルパルクOKAYAMA (岡山市桑田町1-13)

3 主 催 地方自治法施行60周年記念事業実行委員会

構成団体：岡山県、岡山県議会

岡山県市長会、岡山県市議会議長会

岡山県町村会、岡山県町村議会議長会

4 参集者 約500名

5 事業内容

(1) 記念式典

岡山県表彰規程に基づき、県内の地方自治功労者及び団体を記念式典において、知事表彰する。

(2) 道州制推進シンポジウム

基調講演及びパネルディスカッションを行う。

(3) パネル展示

県のあゆみ、地方分権、道州制に関する写真等の展示を行う。

当面の財政に関する試算について

1. 収支の見通し

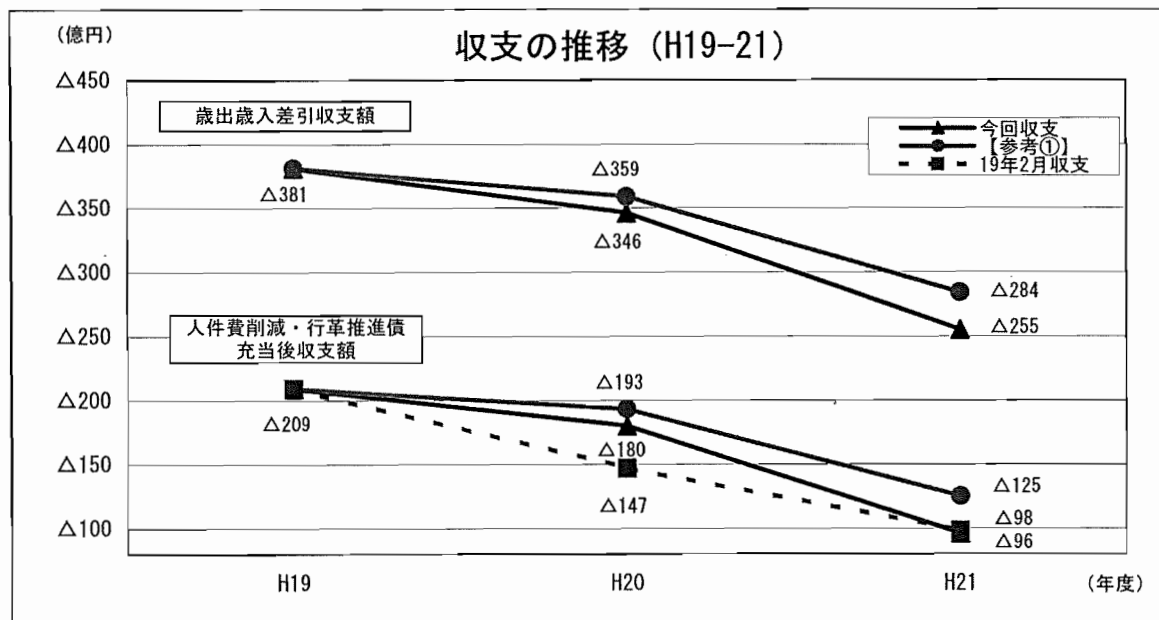
| | |
|--------|---|
| 【前提条件】 | |
| ・ | 県税はH19当初予算をベースに、名目経済成長率をH20：2.8%、H21：3.3%(H19.1政府見通し)として試算。 |
| ・ | 地方交付税はH19普通交付税算定額をベースに試算。 |
| ・ | 歳出は改訂第3次行財政改革大綱に基づく取組を反映。 |

(単位：億円)

| 区 分 | | H 1 9 | H 2 0 | H 2 1 |
|-----------------|---|-------|-------|-------|
| 歳 出 | | 7,439 | 7,282 | 7,121 |
| 歳 入 | | 7,058 | 6,936 | 6,866 |
| 歳入歳出差引収支 | A | △381 | △346 | △255 |
| 人件費削減(給与カット)効果額 | B | 49 | 49 | 49 |
| 行政改革推進債発行効果額 | C | 123 | 117 | 111 |
| A+B+C | | △209 | △180 | △96 |

【参考①】名目経済成長率を0%とした場合の試算

| 区 分 | | H 1 9 | H 2 0 | H 2 1 |
|-------------------------|--|-------|-------|-------|
| 歳 出 | | 7,439 | 7,276 | 7,106 |
| 歳 入 | | 7,058 | 6,917 | 6,822 |
| 歳入歳出差引収支 | | △381 | △359 | △284 |
| 人件費削減(給与カット)・行革推進債充当後収支 | | △209 | △193 | △125 |



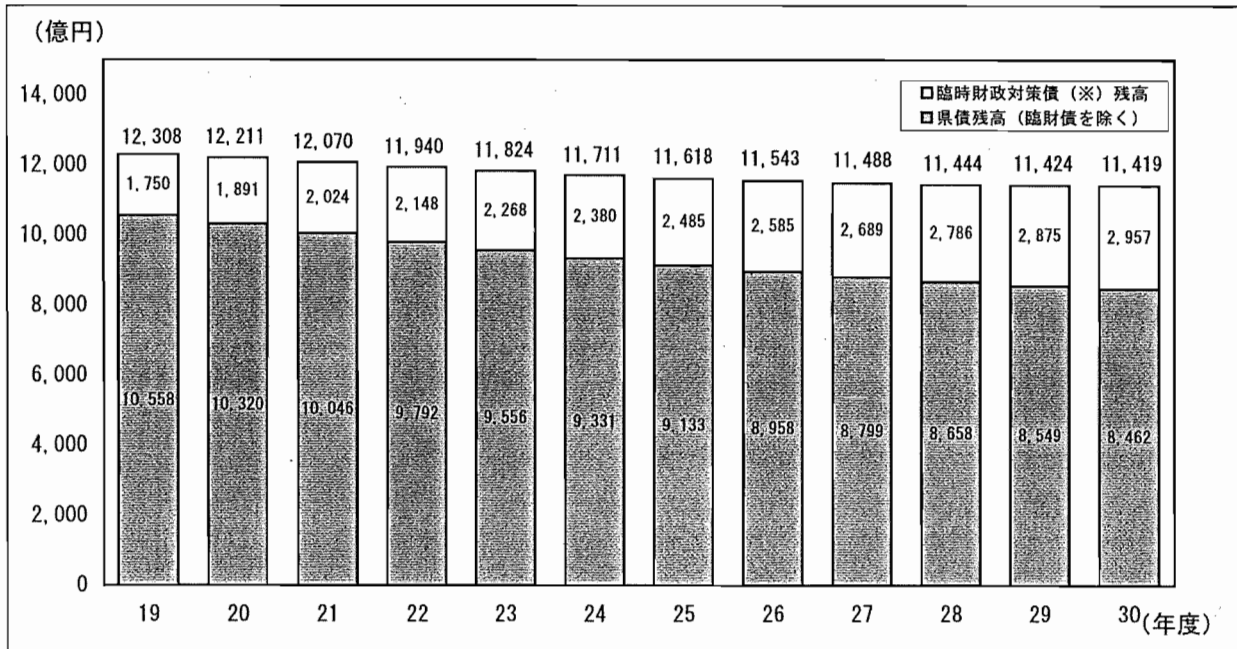
【参考②】16年度のいわゆる「交付税ショック」の際の本県における地方税、地方交付税等を合わせた減少額(300億円(予算ベース))を歳入に加えた場合の試算

| 区 分 | | H 1 9 | H 2 0 | H 2 1 |
|-------------------------|--|-------|-------|-------|
| 歳 出 | | 7,439 | 7,282 | 7,121 |
| 歳 入 | | 7,358 | 7,236 | 7,166 |
| 歳入歳出差引収支 | | △81 | △46 | 45 |
| 人件費削減(給与カット)・行革推進債充当後収支 | | 91 | 120 | 204 |

2. 県債残高の推移

【前提条件】

- ・ H19発行額は当初予算額ベース。H20及びH21は、改訂第3次行革大綱を反映したものとし、H22以降の発行額は、原則としてH21と同額と設定。
- ・ 既発債は実績利率、今後発行予定分は利率を2.0%として試算。



※臨時財政対策債：地方財政全体の財源不足に対応するため、地方交付税の振替として各団体において発行されるものであり、その全額について後年度地方交付税の基準財政需要額に算入される。

3. 主な指標の見通し

(単位：億円、%)

| 区分 | H19 | H20 | H21 |
|---------|-------|-------|-------|
| 公債費 | 1,047 | 1,055 | 1,039 |
| 実質公債費比率 | 17.8 | 16.0 | 15.0 |
| 起債制限比率 | 14.3 | 13.6 | 13.8 |
| 経常収支比率 | 98.4 | 97.8 | 95.7 |

4. 今後の対応

今回の試算結果によると、改訂第3次行革大綱に基づく歳出削減効果などにより、19年度以降の収支は改善の方向にあり、また、公債費関係の数値についても、今後、改善する見込みであるが、21年度でなお多額の収支不足が見込まれるなど、当面厳しい状況が続く見込みとなっている。したがって、今後とも県内景気の動向にも注視しながら、まずは改訂第3次行革大綱に基づく徹底した歳出削減に取り組むとともに、歳入確保についてもあらゆる対策に努めるなど、引き続き、財政健全化に向けた方策に取り組んでいく必要がある。

また、地方交付税が抑制され、地方税と合わせた一般財源総額が実質的に減少していることが、本県の財政状況がなお非常に厳しい状況から脱することのできない大きな要因であり、今後とも、必要な地方税・地方交付税等の地方一般財源総額の確保に向け、あらゆる機会を捉え、国に対し強く働きかけていくことが必要である。

<別 表>

(単位：億円)

| 区分 | | H 1 9 | H 2 0 | H 2 1 |
|----------|--------|-------|-------|-------|
| 歳 出 | 義務的経費 | 3,612 | 3,613 | 3,573 |
| | 投資的経費 | 1,181 | 1,091 | 973 |
| | その他経費 | 2,646 | 2,578 | 2,575 |
| | 歳出合計 | 7,439 | 7,282 | 7,121 |
| 歳 入 | 県税等 | 2,717 | 2,766 | 2,859 |
| | 地方交付税等 | 1,694 | 1,607 | 1,567 |
| | 国庫支出金 | 827 | 784 | 740 |
| | 地方債 | 565 | 537 | 499 |
| | その他 | 1,255 | 1,242 | 1,201 |
| | 歳入合計 | 7,058 | 6,936 | 6,866 |
| 歳入歳出差引収支 | | △381 | △346 | △255 |

※義務的経費…人件費、公債費、扶助費

※投資的経費…普通建設事業費、災害復旧事業費

※県税等…県税、地方消費税清算金、地方譲与税、特例交付金、特別交付金

※地方交付税等…普通交付税、特別交付税、臨時財政対策債

【参考①】名目経済成長率を0%とした場合の試算

(単位：億円)

| 区分 | | H 1 9 | H 2 0 | H 2 1 |
|----------|--------|-------|-------|-------|
| 歳 出 | 義務的経費 | 3,612 | 3,613 | 3,573 |
| | 投資的経費 | 1,181 | 1,091 | 973 |
| | その他経費 | 2,646 | 2,572 | 2,560 |
| | 歳出合計 | 7,439 | 7,276 | 7,106 |
| 歳 入 | 県税等 | 2,717 | 2,710 | 2,727 |
| | 地方交付税等 | 1,694 | 1,645 | 1,656 |
| | 国庫支出金 | 827 | 784 | 736 |
| | 地方債 | 565 | 537 | 499 |
| | その他 | 1,255 | 1,241 | 1,204 |
| | 歳入合計 | 7,058 | 6,917 | 6,822 |
| 歳入歳出差引収支 | | △381 | △359 | △284 |

[主な前提条件]

下記の前提条件で試算した上で、改訂第3次行財政改革大綱による効果額を反映した。

○歳 入

県 税

H19当初予算をベースに、

- ・名目経済成長率に弾性値(1.1)を乗じた伸率で試算。制度改正を加味
名目経済成長率 H20：2.8%，H21：3.3%

(参考：平成19年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度)

- ・参考①は名目経済成長率を0%として試算。制度改正を加味

地方交付税

地方債

H19普通交付税算定額をベースに試算

歳出に連動して試算

○歳 出

人 件 費

公 債 費

扶 助 費

普通建設事業費

給与改定率は0.5%で試算。定昇率、新陳代謝を加味

新規借入利率2.0%で試算

H19当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算

個別積算事業を除き、H19当初予算と同額で試算

<個別積算事業>

防災情報ネットワーク等

補助費等

税関係交付金は県税収入等をもとに試算

介護保険等は、H19当初予算をベースに、過去の実績等を勘案して試算

防災週間における啓発事業等について

8月30日（木）から9月5日（水）までの一週間は「防災週間」とされており、全国各地でさまざまな防災のための取組が行われる。

本県においても、この週間を中心に、広く県民に、災害に対する日頃の備えや心構えなど、防災対策の重要性について周知し、防災意識の高揚を図るため、市町村、防災関係機関、民間団体と協働して、次のような啓発事業等を展開する。

1 総合防災訓練の実施

(1) 日 時 9月2日（日）9時30分～12時30分

(2) 場 所 岡山操車場跡地公園（仮称） 岡山市北長瀬地内

(3) 主な内容（詳細は別紙1のとおり）

○大規模地震の発生を想定した災害応急対策訓練の実施

〔 情報収集伝達訓練、初動対応訓練、被災者救出・応急対応訓練
被災者支援訓練、緊急輸送訓練、ライフラインの応急復旧訓練 〕

○展示・体験コーナーの設置

2 普及・啓発活動の実施

| | 行 事 名 | 月 日 | 場 所 | 内 容 |
|-----|-----------|----------------|---------------------------------------|--|
| 本庁 | 防災パネル展 | 8月30日 ～9月5日 | 県庁1F県民室 | ・被災写真、防災グッズ等の展示 |
| 備前局 | 防災パネル展 | 8月30日 ～9月5日 | 瀬戸内市役所 | ・被災写真、防災グッズ等の展示 |
| | | 8月30日 ～9月7日 | 岡山市 岡山県総合福祉会館 (UDほっとステーションおかやま) | |
| 備中局 | 防災パネル展 | 9月1日 ～9月5日 | 倉敷市 倉敷商店街 (ピオス憩いの広場) | ・被災写真、防災グッズ等の展示 |
| | 電光掲示による啓発 | 8月30日 ～9月5日 | 備中県民局前 | ・防災週間の啓発 |
| 美作局 | 消防・防災展 | 8月31日 ～9月2日 | 津山市 「アルネ津山」 | ・こども消防写生大会 作品展示 ・防災体験訓練 ・被災写真等の展示 |
| | 防災パネル展 | 8月30日 ～9月5日 | 真庭市 「落合SCサンプラザ」 | ・被災写真、防災グッズ等の展示 |

その他、街頭啓発、庁舎へ懸垂幕の掲示、広報車による啓発、ラジオ広報等を実施

【参考】「防災週間」、「防災の日（9月1日）」について

「防災の日（9月1日）」は、関東大震災の発生日にちなんで、地震等の災害に対する日頃の備えの重要性などを周知するため、昭和35年に制定された。また、その日を含む前後一週間は「防災週間」として定めている。

平成19年度総合防災訓練概要

1 目的

岡山県防災会議及び岡山市防災会議の提唱により、防災関係機関と地域住民が一体となって大規模地震の発生を想定した災害応急対策を実施することにより、県域の総合的な防災体制の充実強化と県民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 日時：平成19年9月2日(日) 9時30分～12時30分
(体験・展示9:30～12:30、実動訓練10:00～12:00)

3 場所：岡山市操車場跡地公園(仮称) 岡山市北長瀬地内

4 参加団体(160団体)

岡山県、岡山県警察、岡山市、岡山市消防局、陸上自衛隊、岡山地方気象台、国土交通省岡山河川事務所、日本赤十字社、岡山県医師会、岡山県社会福祉協議会、中国電力㈱、NTT西日本㈱、岡山ガス㈱、岡山市連合町内会、岡山市自主防災会等

5 参加人員・車両等：人員 約1,600人、車両 約130台、ヘリコプター等 7機

6 訓練想定

平成19年9月2日午前10時、紀伊半島沖を震源とするマグニチュード8.6の東南海・南海地震が発生し、県内では最大震度6弱を観測した。

県南部各所で液状化、土砂崩れ、家屋の倒壊、車両の多重衝突、有害化学物質の漏洩、建物火災等被害の発生が相次いでおり、今後、沿岸部では3m程度の津波被害が予想される。

7 主な訓練内容

- (1) ヘリコプターや車両を用いた情報の収集・映像伝達訓練
- (2) 自主防災組織等による負傷者搬送・災害時要援護者救出等初動対応訓練
- (3) 道路啓開及び倒壊建物、多重衝突事故からの被災者救出・応急対応訓練等
- (4) 避難所、給水所の開設、非常食の炊出し及びボランティアによる支援活動等被災者支援訓練
- (5) ヘリコプター等による人員、救援物資の緊急輸送訓練
- (6) ライフラインの応急復旧訓練
停電箇所への緊急送電、電話通信回線及び携帯電話通信回線の確保、臨時郵便局の開設、上水道の漏水防止措置及び応急復旧、ガス漏れ防止措置及び応急復旧

8 体験・展示

- (1) 体験コーナー：地震体験(起震車)、煙の中の避難体験、心肺蘇生法の体験等
- (2) 展示コーナー：野外手術システム、移動無線基地局車、バルーンシェルター等

市町村消防の広域化について

消防組織法の改正等を踏まえ、市町村の消防体制の整備及び確立に向けて、岡山県における市町村の消防の広域化推進計画を策定することとしている。計画の検討に当たり、岡山県市町村消防の広域化検討委員会を設置したが、第1回会議(8月22日)の概要等は次のとおりです。

1 広域化推進の背景

別添のとおり

2 県内の消防本部の現状等

別添のとおり

3 主な意見等の概要

- ・ 管轄人口の目標30万人にできる地域は効果的に運営できるかもしれないが、過疎地などで30万人でくくろうとすると不経済ではないか。
- ・ 大きな組織になれば距離感をクリアする整備が課題。本町は隣市に委託しうまくいっており、消防の広域化は必要と経験上思う。
- ・ 広域化の考えは納得した。高齢化、人口減少のなか十分考えられることだ。
- ・ 広域化を進める理由はわかったが、30万人都市に住まないダメだとの誤解から過疎化に拍車がかからないよう広報が必要。

4 今後のスケジュール

- ・ 検討委員会 10月、11月、～2月
- ・ 市町村の意見把握 10月等随時
- ・ 計画案作成 2月
- ・ パブリックコメント 2月～3月
- ・ 計画策定 3月

市町村消防の広域化の推進

1 消防を取り巻く環境の変化

- 災害の多様化・大規模化、住民ニーズの変化等、消防を取り巻く環境が変化
→ この変化に的確に対応する必要性

2 消防本部の現状

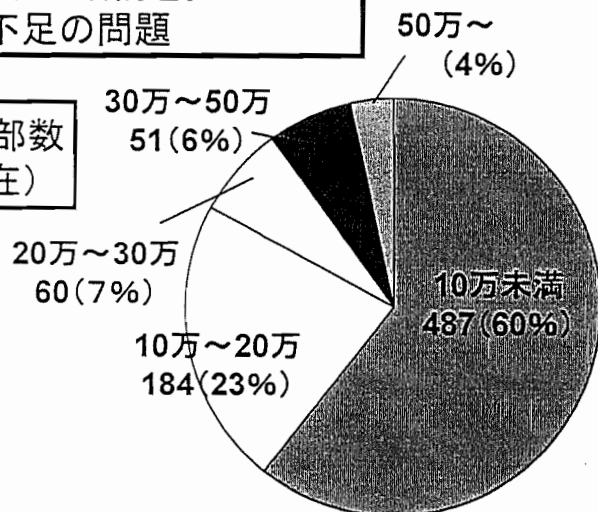
- 従前から市町村の消防の広域化を推進
- 市町村合併の進展とともに消防本部はやや減少 H3 936本部→H19 807本部
- しかし、未だ小規模消防本部が多数存在

3 人口減少時代への突入

- 各消防本部の管轄人口の減少
- 常備消防とともに地域の消防を担っている消防団員の担い手不足の問題

広域化を推進するための消防組織法の改正
(平成18年6月14日公布・施行)

管轄人口規模別消防本部数
(平成18年4月1日現在)



1 広域化のメリット

①住民サービスの向上

- ・部隊数の増加による災害時における初動台数や増援体制の充実強化
- ・消防署所の配置や管轄区域の適正化による現場到着時間の短縮

②消防体制の効率化

- ・本部要員の効率化による現場要員の増強や予防・救急要員等の養成・専従化
- ・本部機能施設の統合や特殊車両の重複投資の回避による経費の節減

③消防体制の基盤の強化

- ・財政規模の拡大に伴う高度な消防設備や施設等の整備
- ・組織、人員規模の拡大に伴い、適切な人事ローテーションによる組織の活性化

2 広域化の趣旨

- 広域化は、消防の体制の整備及び確立を図るために行うものであり、広域化しても消防署所の数を減らすことはなく、消防力を総合的に向上させていく。
- 消防団については、従来どおり各市町村ごとの設置を基本とし、広域化の対象としない。

3 今後の目指す方向

- 市町村の消防の広域化に関する基本指針(平成18年7月12日)
 - ・消防本部の規模は、一般論として大きいほど望ましい。管轄人口の観点から言えばおおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当。
 - ・遅くとも平成19年度中には、都道府県は推進計画を策定。
 - ・推進計画策定後、5年度以内(平成24年度まで)を目途に広域化を実現。

(3) 岡山県の市町村の消防の現況と課題

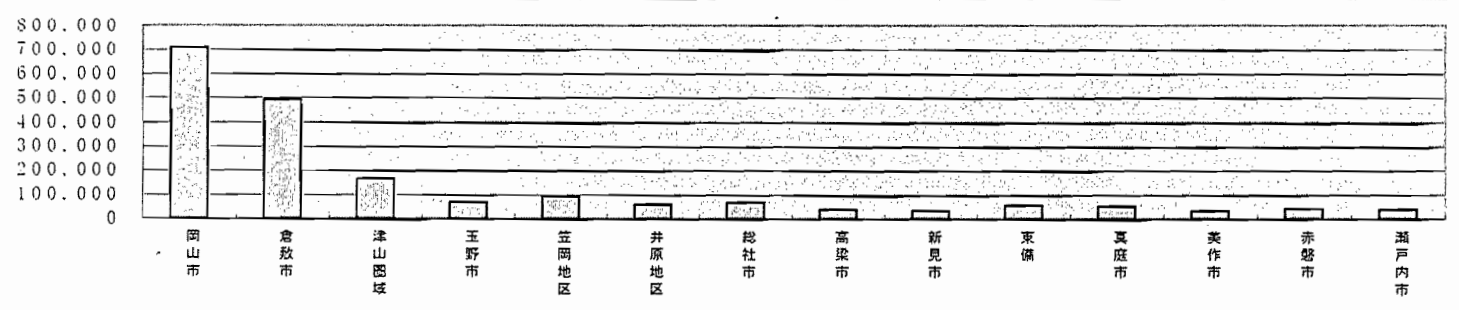
常備消防体制



(H19. 4. 1現在)

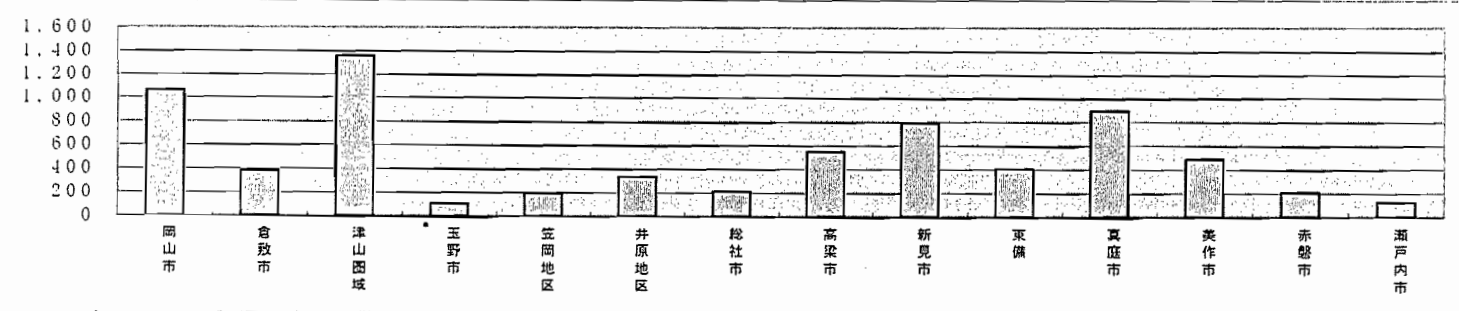
消防本部別の人口・面積・吏員数

■ 消防本部の人口



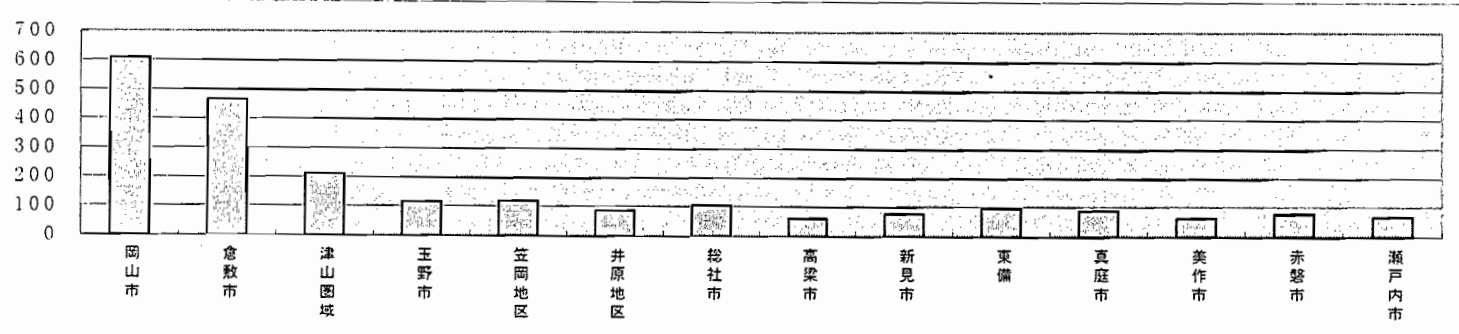
(H17. 10国勢調査より)

■ 消防本部の面積



(H17. 10国土地理院調査より)

■ 消防本部の吏員数



(H19. 4. 1現在)

消防本部の規模別 住宅火災への初動体制の状況

■ 一般的な住宅火災への出動車両数

(単位:台)

| | 1次の出動 | 2次 (増援)の出動 | 合計 | 本部の同時出動可能台数 |
|------------|-------|---------------|-----|-------------|
| 大規模消防本部 平均 | 5.0 | 2.7 | 7.7 | 30.3 |
| 中規模消防本部 平均 | 3.7 | 2.0 | 5.7 | 8.7 |
| 小規模消防本部 平均 | 2.5 | 1.1 | 3.6 | 5.6 |
| 全消防本部平均 | 3.3 | 1.6 | 4.9 | 11.6 |

(注) 大規模消防本部 消防吏員の数が200人以上又は人口30万以上の本部
 中規模消防本部 消防吏員の数が100人以上又は人口10万以上の本部
 小規模消防本部 上記以外の本部

消防本部の規模別 決算状況及び消防車両の整備費用

1 消防本部の規模別決算状況(平成17年度)

(単位：千円)

| | 常備消防費 | | | 住民一人あたり常備消防費 (円) |
|----------|-----------|-----------|-----------|------------------|
| | 総額 a | 人件費 b | 差 a - b | |
| 大規模本部 平均 | 4,726,932 | 3,651,912 | 1,075,020 | 11,455 |
| 中規模本部 平均 | 1,079,837 | 940,130 | 139,707 | 14,528 |
| 小規模本部 平均 | 729,999 | 610,334 | 119,665 | 16,380 |
| 全消防本部 平均 | 1,661,450 | 1,332,772 | 328,679 | 14,928 |

2 消防車両の整備費用

| | |
|----------|-----------|
| 消防ポンプ自動車 | 23,798千円 |
| 救急自動車 | 32,869千円 |
| 救急工作車 | 64,500千円 |
| はしご自動車 | 126,374千円 |
| 化学消防自動車 | 30,456千円 |

※ 近年、補助金を受けて整備したものの総事業費の平均

消防本部の規模別 内部管理事務に従事する人員の状況

(単位：人)

| | 職員数 ① | 内部管理事務 に従事する 人員 ② | 割合 ②／① |
|----------|-------|-------------------------|-----------|
| 大規模本部 平均 | 444.3 | 11.3 | 2.55% |
| 中規模本部 平均 | 112.3 | 5.7 | 5.04% |
| 小規模本部 平均 | 78.0 | 5.7 | 7.26% |
| 全消防本部 平均 | 163.9 | 6.9 | 4.20% |

(H19.4.1現在)

公立大学法人岡山県立大学中期計画

(前文)

公立大学法人岡山県立大学は、法人制度の導入効果を十分に活かし、自主的、自律的な運営のもと、地域に貢献する大学として、さらに発展していくため、中期目標に基づき、平成19年度から平成24年度における中期計画を、次のとおり定めるものである。

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 現代社会の一員として生きる基礎能力を養う。

イ 専門性を修得させるとともに、専門を起点とする知識の広がりを把握させる。

ウ 創造力と統合力を修得させる。

エ コミュニケーション能力と継続学習能力を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学士教育

所属学科・コース毎に専門の学術を学ばせるとともに、全学教育科目との間で教育内容の連携を図りながら、様々な社会の要請に的確に対応できる人材を育成する。

(ア) 保健福祉学部

① 看護学科

- ・ ヒューマンケアリングが実践できる能力を育成するための教育を充実する。
- ・ 地域社会に貢献できる看護師・保健師・助産師を育成するための教育を充実する。

○国家試験の合格率

(%)

| 試験名 | 現状 (H13-18年度平均) | 目標 (最終年度) |
|---------|-----------------|-----------|
| 看護師国家試験 | 97 | 100 |
| 保健師国家試験 | 87 | 90 |
| 助産師国家試験 | 90 | 100 |

② 栄養学科

- ・ ライフサイエンスの理解を基本にして問題発見・解決能力を持つ管理栄養士を育成する

ための教育を充実する。

- ・ 理論と実践の有機的な連携及び一体化を目指し、実践の場に則した教育の充実を図る。

○国家試験の合格率 (％)

| 試験名 | 現状 (H13-18年度平均) | 目標 (最終年度) |
|-----------|-----------------|-----------|
| 管理栄養士国家試験 | 89 | 95 |

③ 保健福祉学科

- ・ 子育て支援コース及び介護福祉コースを設置し、社会福祉学を基本にして少子高齢社会に対応できる専門職従事者の育成を目指す。

○国家試験の合格率 (％)

| 試験名 | 現状 (H13-18年度平均) | 目標 (最終年度) |
|-----------|-----------------|-----------|
| 社会福祉士国家試験 | 65 | 80 |

(イ) 情報工学部

科学技術の進展とグローバル化、地域・社会における産業・技術の動向などを踏まえ、環境変動に適切に対応できる技術者を育成するため、教育プログラムを整備充実させる。

(ウ) デザイン学部では、これからの時代と地域の課題に対応した新たな問題発見能力と、創造的な問題解決能力を有する有為な人材を育成するため、実技教育、少人数教育の充実など、教育体系や指導方法を整備充実させる。

イ 大学院教育

学部教育との連携を図りつつ、専門分野において、学際領域の研究を行い、高度な知識と柔軟な応用力をもち指導的な役割を果たす技術者、研究者を育成する。

また、社会人・外国人留学生等に対する教育・研究の拡充を目指す。

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

① 看護学専攻

- ・ 臨床に密着した研究方法の修得を目指す。
- ・ 看護職のリカレント教育の充実を図る。

② 栄養学専攻

- ・ 高度の能力が要求される栄養学分野に対応できる人材の育成を目指す。

③ 保健福祉学専攻

- ・ 臨床や現場における諸問題を多面的な観点から探索し、問題解決能力を有する高度な専門職従事者の育成を目指す。

【博士後期課程】

① 看護学領域

- ・ 臨床が求める看護の知を創造できる人材の育成を目指す。
- ・ 保健・医療の質の向上に貢献できる看護管理の専門家の育成を目指す。

② 分子栄養学領域及び応用栄養学領域

- ・ 国際的な先端研究を遂行でき、栄養学分野において指導的立場に立つことのできる教育者、研究者の育成を目指す。

③ 保健福祉学領域

- ・ 学際性・国際性・総合力を兼ね備え、保健福祉領域における学術の継承と発展を担う教育者、研究者の育成を目指す。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

技術者に求められる対応領域の多様化と高度化に適合できるように、学士課程との間で教育内容の連続性に留意しつつ、教育プログラムの展開を図る。

【博士後期課程】

情報技術を多様な分野に展開できる人材育成を図るために、教育の内容・方法・実施体制等の見直しを行う。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

高度な能力を備えたデザイナーを育成するため、学部に合わせて研究科の機構改革を行うとともに、将来に向けての博士課程新設も研究する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

全学及び各学部・学科並びに大学院各研究科・専攻における「どのような学生を求めるのか」を明記した入学者受入方針を明示することで、本学を志願する学生にわかりやすく情報提供する。

また、求める資質の入学者を適切に選抜するため、入学者選抜試験の見直し・改善を図る。

イ 教育課程

(ア) 全学教育研究機構（全学教育の全学的な実施組織）が主体となって、全学教育の充実を図る。

- (イ) 学生の入学前における学習歴の多様化に伴い、高大接続教育を意図した教育課程の編成を行う。
- (ウ) 全学教育科目と学部教育科目との間で教育内容の連携を図りながら、様々な時代的・社会的要請に的確に対応できる能力を育成するように、教育課程の再編成について検討する。
- (エ) 英会話等実践的英語力の向上を目指す。また、東アジア圏の大学と交流を進めていることから、東アジア圏の外国語教育にも重点を置く。
- (オ) 社会の要請に配慮しながら教員免許取得のための教育課程の開設について検討する。
- (カ) 大学院課程では、学士課程との連携を保ちながら専攻分野の深化を図るとともに、幅広い領域に対する問題の提起と解決能力を養うため、教育課程の再編成について検討する。

ウ 教育方法

- (ア) 全学教育では、価値の多様性の理解、学問の体系性や総合性の認識、課題探求に必要な基礎知識とその活用法の修得、実践的な情報処理能力と外国語基礎能力の修得、専門基礎知識の修得を重視して、授業科目を7つのカテゴリーに区分して、講義、演習、実技の授業形態により、全学生に統一して実施する。
- (イ) 学生の入学前における学習歴の多様化に対応できるように、教育方法の見直しを行う。
- (ウ) 特別選抜合格者に対する入学前教育の充実について検討する。
- (エ) 教員とのコミュニケーションにより、授業の理解度を深めるとともに、豊かな人間性を培うオフィスアワー制度などの少人数指導体制を充実する。
- (オ) 単位制度の実質化を図るため、履修登録できる年間の単位数の上限を学科ごとに設定する。

○履修登録できる年間の単位数の設定

| 現 状 (H 1 8 年度) | 目 標 (H 2 2 年度) |
|----------------|----------------|
| 7 学科 (1 年次のみ) | 全学科 (全学年) |

- (カ) 学士課程におけるシラバスを毎年見直して充実を図るとともに、大学院課程における各授業科目のシラバスを作成する。

- (キ) 教育研究の充実と社会のニーズを的確に把握するため、学外の公的試験研究機関や民間の研究所の施設・設備と人的資源を活用する連携大学院方式の推進等に取り組む。

○連携大学院方式の協定書締結件数 (件)

| 現 状 (H 1 8 年度) | 目 標 (最終年度) |
|----------------|------------|
| 6 | 8 |

- (ク) 大学院の各研究科、専攻の学生への研究指導体制の見直しを、全学的視点で行う。

エ 成績評価

- (ア) シラバスに掲載する各授業科目の到達目標と成績評価の内容をいっそう明確にする。
- (イ) 学内外の実習・演習を含めて達成度を明らかにし、厳格な成績評価、修了認定を行うとともに、成績評価分析を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教職員の配置等

- (ア) 本学の教育目標に則して、新たな学問の展開や社会状況に対応できるように、適切な教員の配置に努める。
- (イ) 職員は、適材適所の人事方針により、在任期間の延長、経験者の配属を図るとともに、研修参加を促し、専門性の向上を図る。
- (ウ) 大学業務全般に精通している専門職員の採用を検討する。

イ 教育環境の整備

- (ア) 語学センターでは、学内LANを利用した英語の自主学习ソフトの利用促進と、貸し出し用教材の充実を図るなど、学生が使える英語を習得できるよう支援体制の一層の充実を図る。また、学内で定期的実施しているTOEIC I Pテストの広報に努める。
- (イ) 情報教育センターでは、学生の情報活用能力の向上を図るため、学生の自主学习や教員の教育活動の支援体制の充実を図る。
また、パーソナルコンピュータの活用面で語学センターと相互協力する等、両センターの運営効率化について検討する。
- (ウ) 附属図書館では、開館時間の延長や土曜日開館を継続・充実して図書貸出数の増加を

図るとともに、岡山県内の図書館間相互貸借システムへの参加、蔵書の充実等により利便性の向上に努める。

○図書貸出冊数（年間）

| 現 状（H18年度） | 目 標（最終年度） |
|------------|-----------|
| 23,000冊 | 25,000冊以上 |

(エ) デザイン学部では、時代に即応したメディア機器やネットワーク環境を整備する。

ウ 教育の質の改善

(ア) 本学の教育、研究、地域・社会貢献及び管理運営に関する評価等の総括を行う評価委員会が、自己点検の企画と実施に当たる。

(イ) 評価委員会が中心となり、学生による授業評価を活用しながら教育内容及び授業方法の改善の取組を推進する。

(ウ) 学内教員相互の授業参観や新任教員に対する研修会等を行うFD（Faculty Development）活動により、教員の教育技術水準の向上を目指す。

(エ) 教員の個人評価は、教育・研究・社会貢献活動の適切な評価方法・評価基準を定めて実施する。

(オ) 教員の個人評価等を有機的かつ積極的に利活用するとともに、評価結果を適切にフィードバックして、教員の教育についての取組を強化する。

(カ) 教育年報を毎年発行し、本学の教育活動の成果を集約し、各種評価のための資料を提供するとともに、次年度に向けた教育の質の改善の指針を提示する。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 教員が学生のために訪問時間帯を設けて研究室に待機し、授業等の疑問点や個人的な悩みなどの相談を受けるオフィスアワー制度、学生毎にアドバイザー教員を決め進路や学業などの相談を受けるアドバイザー制度、心配ごとや悩みを専門のカウンセラーが聞く「ほっとルーム（学生相談室）」及び保健室の専門の職員が応じる健康管理体制などの充実を図り、自主学習及び生活・進路相談における指導体制を強化する。

イ インターンシップによる学生のキャリア形成を支援するため、学内の「インターン

シップ推進会議」の活動を充実する。また、「大学コンソーシアム岡山」におけるキャリア教育も活用する。

ウ 県内企業の学内説明会の実施、就職資料室の県内企業コーナーでの情報提供などにより、県内就職を希望する学生が就職活動を効果的に展開できるよう充実を図る。

○卒業生の就職率 (％)

| 現 状 (H13-18年度平均) | 目 標 (最終年度) |
|------------------|------------|
| 93 | 97 |

※就職率＝就職者数／就職希望者数

エ 学生が単なる就職活動に止まらず、幅広い人間形成や職業観などを身につけるように、教員はカリキュラム全体を通じてキャリア形成支援に努める。

(2) 経済的支援に関する目標を達成するためとるべき措置

学資等が十分でなく就学が困難な学生については、授業料減免制度の活用、各種奨学金の斡旋などにより支援する。

(3) 留学生に対する配慮に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 外国人留学生に対しては、奨学金制度の調査・情報提供、自転車の無償貸与や在留許可更新手続きなどの支援、少人数の学生を教員が担任し、学習面等について指導助言を行うチューター制度などによる支援の充実を図る。

イ 保健福祉学部においては、留学生の積極的な受入（編入学を含む。）体制を構築する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 研究者としての教員の水準向上

教員が、学部学生や大学院生の教育及び研究指導を行うには、研究者として十分な能力を備えることが前提であるので、各々の専門分野における国内及び海外の場で研究成果を積極的に発表する。その成果をもとに、学内での競争原理を効果的に適用して教員のレベル向上を図る。

イ 大学として重点的に取り組む課題

前記アに述べた研究者個人の研究活動とともに、学部横断的な共同研究を行う研究体制を組織する。それらにより、県民福祉の増進、文化の向上、産業の発展、地域振興等の課題及び県政の重要課題に関わる調査研究に重点的に取り組む。

ウ 研究総覧の作成

全学の教員の研究成果を集約した研究総覧を作成し、教員相互の情報交換及び評価に向けて役立てるとともに、学外への情報発信とする。ただし、本学には多様な研究分野が含まれているので、その評価は全学一律に行うのではなく、類似の研究分野の教員間に刺激を与えるように行う。

エ 研究成果の管理

岡山TLOを活用して教員の発明に係る審査機能を充実させるなど、知的財産の管理・活用等を図る。

オ 倫理審査

倫理的配慮を図るため、教員が人間を直接対象として行う医学、生物学及び関連諸科学の研究を行う場合は、必要に応じて倫理委員会の審査を受ける。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学外の公的試験研究機関や民間の研究所の施設・設備と人的資源を活用する連携大学院方式を進め、教員の研究活動の活性化にも資する。

イ 地域共同研究機構を主体にした研究組織づくり

前記3(1)イで述べた共同研究を全学で効果的に実施するために、地域共同研究機構が中心となり、学部横断的な研究体制を組織化する。

ウ 学内の競争的研究資金の配分については、本学が定める重点課題に対する解決に向けた着想力及び研究者の業績等を勘案して、研究成果が国際的若しくは国内的に評価されるか又は地域社会に還元される研究へ傾斜配分するシステムの構築に努める。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 地域貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 学部を超えて共同研究等を推進する全学的な組織である地域共同研究機構の機能を強化する。

イ 保健福祉推進センターにおいて、研究会活動を通じた学術支援等により、看護師、管理栄養士、社会福祉士、保育士等の専門家の活動能力の向上を図るほか、市町村が開催する保健福祉関連行事や研究活動の支援を行う。また、県民を対象とした、健康・福祉に関する情報発信を行う。

ウ メディアコミュニケーション推進センターにおいて、市町村、学校等が行う広報等におけるデジタル映像の制作指導や技術の向上等を支援するとともに、本学の設備を有効に活用して同センターが主体となってデジタル映像を制作し県下に発信する。

エ 県内高校の校長や進路指導担当教員と定期的に協議・情報交換を行い、双方向での学習効果を高める取組を推進する。

オ 移動型情報発信基地の整備

県下各組織・施設からの要望に応え、また、本学からの主体的取組により、移動型の情報発信基地（アクティブキャンパスという）を設け、その活動に大学として支援をし、これを定着させる。

○アクティブキャンパスの開催回数

| 目 標（最終年度） | |
|-----------|--------|
| 年 間 | 100回以上 |

（2）産学官連携の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 地域共同研究機構内の産学官連携推進センターにおいて、産学官連携研究活動を時限的に財政支援を行って育成する「領域」と呼ぶ研究組織を設置する。

イ 教員が企業等を訪問し、研究内容の紹介や技術相談、情報交換を行うアクティブラボ（出前研究室）を進める。

ウ 民間企業出身者を非常勤職員として活用し、共同研究や受託研究の質的・量的拡大に取り組む。

エ 大学の研究内容やその実績を学外に広報し、企業との交流を促進するOPUフォーラムを本学で定期的に開催する。

オ 岡山TLOと技術移転のための意見交換を行うなど緊密な連携を図りながら、大学の有する研究成果の地域への還元に努める。

（3）国際交流に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 国際交流協定を締結している大学との間で、学生の語学研修及び学生や教員の幅広い分野での教育交流、共同研究等を展開する。

イ 国際交流協定を締結する大学を、東アジアを中心に拡大することに努める。

○国際交流協定締結大学数

| 現 状 (H 1 8 年 度) | 目 標 (最 終 年 度) |
|-----------------|---------------|
| 3 大 学 | 7 大 学 |

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標を達成するためとるべき措置

県内の大学や研究機関等と共同事業を行い、地域社会との連携に努めるとともに、「大学コンソーシアム岡山」が行う、単位互換制度への授業科目の提供や、社会人教育（シティ・カレッジ）への講師派遣等を行う。

また、大学院教育の充実や研究活動の拡充のため、他大学大学院との連携を図るための諸協定の締結を進める。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

ア 全学的な経営戦略の確立

大学運営は、学内コンセンサスの確保に留意しながら理事長（学長）が全学的な立場でリーダーシップを発揮し、学部の枠を超えて学内の資源配分計画を戦略的に策定する。

イ 理事長（学長）補佐体制等の整備

(ア) 副理事長及び理事に「総務・財務」、「経営」、「教育研究」、「産学官連携」等の担当業務を設定し権限と責任を明確化する。また、外部からの積極的な人材登用に努める。

(イ) 理事長がリーダーシップを発揮するため、経営・企画部門を強化するなど、理事長を支える体制を整備する。

ウ 学部長の役割

各学部長は、研究科長を兼務し、それぞれの教育研究分野の特性に配慮し、かつ学部全体の意思決定及び運営を効率的に行う体制の構築に努める。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

ア 予算等の配分

全学的、中長期的な視点に立ち、大学の目標と教育研究上の重点分野に留意しつつ、教育研究の実績を踏まえて予算や人員の配分を行うシステムを整備する。

イ 各種委員会の役割の明確化

効率的で実効性のある委員会を運営するため、各種委員会を所掌分野に応じて、役員会、経営審議会、教育研究審議会のいずれかに置き、委員会の役割を明確にする。

ウ 教員組織と事務組織との連携強化

機動的な大学運営を行うため、組織における役割分担を明確にしながら、教員組織と事務組織の連携強化を図る。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

ア 大学情報の積極的な提供

法人としての経営管理に関する情報を、様々な広報媒体を活用し公開を推進する。

イ 外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実

大学運営に学外の幅広い意見を反映させるため、理事や審議会等の委員に学外の有識者や専門家を積極的に登用する。

(4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進

ア 自己点検結果並びに認証評価機関及び地方独立行政法人評価委員会による評価結果を踏まえ、大学の組織及び業務全般について、継続的な見直しを行う。

イ 監事による法人業務の監査結果を大学運営に適切に反映する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学内の各教育研究組織が、十分役割を果たし、地域社会に貢献できるよう、あるべき組織の編成や見直しを継続的に点検・検討する委員会を機能させる。

(2) 教育研究活動の質的向上を図り、競争力のある大学づくりを実現するため、組織の充実に努める。

(3) 全学教育科目に関する教育活動を円滑かつ有効に実施するため、全学教育研究機構の機能の充実に努める。

(4) 全学横断的な産学官連携及び学部間の連携による研究を推進するため、地域共同研究機構の機能の充実を図る。

3 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 法人化の特徴を生かした弾力的な制度の構築

ア 法人の公的な性格を踏まえて適正な業務運営の確保を図りつつ、教育研究活動や地域貢献活動に従事する教員の職務の特性を生かすため、裁量労働時間制や変形労働制等の弾力的な勤務形態の導入を検討する。

イ 多様な知識や経験を有する教員の交流により教育研究の活性化が図られるよう、任期制教員の範囲の拡大を図る。

ウ 地域貢献活動や産学官連携活動など、教員による積極的な学外活動が促進されるよう、本来の教育研究業務に支障のない範囲で、兼職・兼業規制の緩和を図る。

エ 事務職員については、当面は県からの派遣職員で対応するが、民間企業経験者や大学事務の経験者など、多様な人材を活用する方策も検討する。

オ 男女共同参画社会の実現に向け、女性教職員の登用拡大を図るため、女性が働きやすい勤務形態、勤務環境の整備に努める。

(2) 能力・業績等を反映する制度の確立

ア 教員を対象に、能力・業績等が適切に反映される多面的で適正な人事評価制度を導入する。

(ア) 「目標管理」と「業績評価」による総合的な評価とする。

評価領域は、「教育」、「研究」、「地域貢献」、「管理運営」の4つの領域とし、学生による授業評価や学外での研修実績・成果も「業績評価」に加味する。

さらに、学部・学科の特性や教員の役割を踏まえた適正な人事評価制度を整備する。

(イ) 公正性・透明性・客観性を高め、評価に対する信頼性を確保するため、不服申立の仕組みを導入する。

イ 教員の意欲の向上を図るため、能力・業績等が適切に反映されるシステムを構築する。

(ア) 人事評価制度の導入に伴い、教員を対象に人事評価を実施し、その評価結果を研究費の配分、昇任等に反映する。

また、国立大学法人等の動向を踏まえつつ、給料・勤勉手当への反映についても検討する。

(イ) 年俸制の導入も視野に入れた給料構成の検討など、能力・業績主義の観点から、給与体系・構造の見直しを検討する。

(ウ) 特に優秀な成果を上げた教員に対して、法人独自の表彰を行い、内外に公表する。

ウ 事務職員についても能力・業績等が反映される人事評価制度を導入する。

事務職員には、岡山県の人事評価制度を踏まえつつ、勤務意識の向上や能力の発揮に資する制度を導入する。

(3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築

ア 適切な定数管理のもと、全学的な視点に立って、限られた人材を戦略的・効果的に配置する。

イ 教員の人事に関しては、その公正を期するため、役員会及び教育研究審議会において人事に関する方針及び基準を明確にする。

ウ 理事長は、前記イに基づき全学的な視点に立った適正な教員の採用・昇任のための選考を行う。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 業務の見直し

ア 外部委託の活用

外部委託することにより経費節約が可能な事務については、外部委託を行い事務処理の効率化・合理化を図る。

イ 業務マニュアルの作成等

事務処理の効率化・合理化を図るため、徹底的な事務処理の見直し、業務マニュアルの作成、情報の共有化を行う。

ウ 弾力的な雇用

繁忙期において、短期雇用の事務職員を採用するなど弾力的な雇用を行い、事務処理の迅速化・効率化を図る。

(2) 事務組織の見直し

簡素で効率的な業務運営を図るため、事務組織については継続的に見直しを行う。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 学生納付金

ア 入学金・授業料等の学生納付金は、県の認可に係る上限額の範囲内で、他大学の動向、法人収支の状況、社会情勢等を勘案し、適正な受益者負担の観点から定期的な見直しを行う。

イ 学生納付金の納付については、コスト（手数料）、手続の簡便性、安全性、学生の便宜等の観点から収納方法の工夫を図る。

(2) 外部研究資金等の獲得

ア 外部研究資金獲得のため、専門の委員会を毎月開催し、理事長をトップとして、科学研究費補助金をはじめとする文部科学省及び厚生労働省等の競争的研究資金等の獲得に向けた戦略的取組を強化する。

○科学研究費補助金応募件数（年間）

| 学部名 | 現状 (H13-18年度平均) | 目標 (最終年度) |
|--------|-----------------|-----------|
| 保健福祉学部 | 21件 | 42件以上 |
| 情報工学部 | 23件 | 40件以上 |
| デザイン学部 | 2件 | 4件以上 |

イ 研究助成金の公募情報について、きめ細かく周知を図るなど地域共同研究機構の機能強化を図る。

ウ 産学官連携をさらに進め、共同研究・受託研究・教育研究奨励寄附金の外部研究資金の獲得をより一層推進する。

○外部研究資金獲得件数（年間）

| 項目 | 現状 (H13-18年度平均) | 目標 (最終年度) |
|----|-----------------|-----------|
|----|-----------------|-----------|

| | | |
|-----------|-----|-------|
| 共同研究 | 17件 | 28件以上 |
| 受託研究 | 7件 | 14件以上 |
| 教育研究奨励寄附金 | 19件 | 25件以上 |

エ 外部研究資金獲得を促進するため、資金を獲得した教員に対し、教育研究上の優遇措置を付与する仕組みを検討する。

(3) その他の自己収入確保

大学の人的、物的、知的資源の有効活用のもと、地域社会の要請に対応した専門分野の有料の講習会・研究会等を実施する。

2 資産の管理運用に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 大学施設を有効に活用するため、施設設備の利活用状況の調査を定期的に行い、不十分な状況の場合には使用の見直しを行う。

(2) 教育研究の水準の向上の視点に立って、教育研究施設等の計画的な維持管理、補修を行う。

(3) 大学施設は、教育・研究等大学運営に支障のない範囲で利用者に応分の負担を求めつつ、学外への貸付を行うことを検討する。

(4) 資産運用、資金管理については、法律で認められた範囲内での競争原理を活かした余裕資金の運用を図るなど、安全性、安定性等を考慮しつつ、効果的に行う。

3 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 設備維持管理等の契約期間の複数年度化や契約の集約化など、契約方法の弾力化を通じて、経費を削減する。

(2) 費用の節減、事務の効率化が図れる業務に関しては、簡素化・合理化や外部委託の拡大を図るなどの業務改革を行い、効果的・効率的な運営を行う。

(3) 教育研究の水準の維持・向上に配慮しながら、適切な規模の教職員配置を実現するため、組織運営の効率化、非常勤教職員も含めた人員配置等について不断の見直しを行う。

(4) 経費の効果的・効率的活用を図るため、教職員に対し、コスト意識の涵養に取り組む。

IV 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 大学が教育研究の質的な充実を図るとともに、教育研究活動の透明性を高めるため、運営や教育・研究活動を自己点検・評価するシステムとして、評価委員会を役員会の下に配置し、定期的に自己点検・評価を行う。
- (2) 客観的な評価を行うため、認証評価機関による第三者評価を受ける。
- (3) 前記(2)の結果を踏まえた改善策を役員会、経営審議会、教育研究審議会等において検討し、教育研究の質の一層の向上を図る。

2 情報公開の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 総括的な広報責任者を置き、全学的視野に立ち戦略的に広報活動を展開できる体制を強化する。
- (2) 県民への説明責任を果たすため、中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表、評価結果等の情報提供をホームページ、冊子等を通じて積極的に行う。

V その他業務運営に関する重要事項に関する目標を達成するためとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 教育研究機能を充実させるため、設備の整備や高額機器の購入については、長期的な計画を策定し、効率的に実施する。その際、ユニバーサルデザインに配慮する。
- (2) 電気通信設備、給排水衛生設備、空調設備等の更新時には、省エネルギー効果の高い設備の導入を行い、エネルギー使用の効率化を図る。

2 安全衛生管理に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 労働安全衛生法や消防法等関係法令を踏まえた全学的な安全衛生管理体制を確立・強化する。
- (2) 施設設備の定期点検を確実に実施し、安全に維持するための全学的な管理体制を強化

する。

(3) 化学物質等の毒物劇物等の適切な管理及びその廃棄物の適正な処理を行う。

3 人権に関する目標を達成するためとるべき措置

セクシャルハラスメント、アカデミックハラスメント等の人権侵害を防止するため、相談、啓発、問題解決等に全学的に取り組む体制を整備する。

VI 予算、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

VII 短期借入金の限度額

限度額 3億円

VIII 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

IX 重要な財産の譲渡等に関する計画

なし

X その他規則で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

なし

2 中期目標の期間を超える債務負担

なし

3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

別紙

予算、収支計画及び資金計画

1 予算（平成19年度～平成24年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|--------|
| 収入 | |
| 運営費交付金 | 15,230 |
| 自己収入 | 6,444 |
| 授業料及び入学金検定料収入 | 6,237 |
| 雑収入 | 207 |
| 受託研究等収入及び寄附金収入 | 444 |
| 計 | 22,118 |
| 支出 | |
| 教育研究経費 | 4,688 |
| 人件費 | 14,412 |
| 一般管理費 | 2,574 |
| 受託研究等経費及び寄附金事業費等 | 444 |
| 計 | 22,118 |

〔積算にあたっての基本的な考え方〕

- 1 中期目標期間中の予算は、平成19年度の予算の見積額を基準として一定の抑制を図っている。
- 2 物価変動及びベースアップは、考慮していない。

〔人件費の見積り〕

- 1 人件費の見積りについては、人員を一定のものとして見込んで試算している。
- 2 岡山県からの派遣職員を除く職員の退職手当については、公立大学法人岡山県立大学職員退職手当規程（ならびに公立大学法人岡山県立大学役員退職手当規程）に基づいて計算し、その額が運営費交付金で措置されているものとして見込んでいる。

〔運営費交付金の算定方法及び今後の方針〕

運営費交付金＝教育研究経費＋人件費＋一般管理費－自己収入

- 1 平成19年度は、岡山県が予算編成方針に従い、実績に基づき個別に積算している。
- 2 平成20年度以降の運営費交付金については、改訂第3次行財政改革大綱の方針に沿って積算しているが、なお、平成22年度以降については、それまでの数年間の経営状況を踏まえ算定方法について再度検討される可能性がある。

〔受託研究等の見積り〕

- 1 受託研究等収入及び寄附金収入については、過去の収入実績を勘案し試算している。

2 収支計画（平成19年度～平成24年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|---------------|--------|
| 費用の部 | 21,392 |
| 經常費用 | 21,392 |
| 業務費 | 19,261 |
| 教育研究経費 | 4,405 |
| 受託研究等経費 | 333 |
| 寄附金経費 | 111 |
| 役員人件費 | 216 |
| 教員人件費 | 11,874 |
| 職員人件費 | 2,322 |
| 一般管理費 | 1,927 |
| 財務費用 | — |
| 雑損 | — |
| 減価償却費 | 204 |
| 臨時損失 | — |
| 収入の部 | 21,392 |
| 經常収益 | 21,392 |
| 運営費交付金 | 14,583 |
| 授業料収益 | 4,984 |
| 入学金収益 | 689 |
| 検定料収益 | 281 |
| 受託研究等収益 | 333 |
| 寄附金収益 | 111 |
| 財務収益 | — |
| 雑益 | 207 |
| 資産見返負債戻入 | 204 |
| 資産見返運営費交付金等戻入 | 204 |
| 資産見返物品受贈額戻入 | — |
| 臨時利益 | — |
| 純利益 | — |
| 総利益 | — |

注) 受託研究等経費は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画（平成19年度～平成24年度）

（単位：百万円）

| 区 分 | 金 額 |
|------------------|--------|
| 資金支出 | 22,335 |
| 業務活動による支出 | 21,188 |
| 投資活動による支出 | 930 |
| 財務活動による支出 | — |
| 次期中期目標期間への繰越金 | 217 |
| 資金収入 | 22,335 |
| 業務活動による収入 | 22,329 |
| 運営費交付金による収入 | 15,230 |
| 授業料及び入学金検定料による収入 | 6,237 |
| 受託研究等収入 | 333 |
| 寄附金収入 | 111 |
| その他の収入 | 418 |
| 投資活動による収入 | — |
| 財務活動による収入 | — |
| 前期中期目標期間よりの繰越金 | 6 |

注) その他の収入には、岡山県立大学学術研究振興基金211百万円を承継する予定であるが、当該基金は、中期目標期間を超えて繰り越す予定である。

総務委員会資料(Ⅲ)

頁

| | |
|--------------------------------|---|
| ○おかやま旧日銀ホールの指定管理者の募集について | 1 |
| ○倉敷チボリ公園10周年記念事業について | 2 |

平成19年8月29日

企画振興部

おかやま旧日銀ホールの指定管理者の募集について

おかやま旧日銀ホール（愛称：ルネスホール）の現指定管理者の指定期間が平成20年3月31日で満了するため、次により次期指定管理者を公募する。

記

1 対象施設

(1) 名 称 おかやま旧日銀ホール（以下「旧日銀ホール」という。）

＜設置目的＞ 岡山県おかやま旧日銀ホール条例第1条

旧日本銀行岡山支店を歴史的建造物として保存し、県民が音楽等の芸術に親しむことができる場を提供することにより、文化芸術の振興を図り、もって県民文化の向上に寄与する。

(2) 所在地 岡山市内山下一丁目6-20

(3) 施設概要

① 敷地面積 2,881.53㎡

② 延床面積 1,500.18㎡

③ 施設内容 多目的ホール、パントリー、エントランスホール、ラウンジ、カフェ、出演者控室、コート、中庭、駐車場等

2 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 旧日銀ホールの施設等の提供及び利用等の許可に関すること。

(2) 施設等の維持管理に関すること。

(3) 文化芸術に関する自主企画事業等の実施に関すること。

(4) その他旧日銀ホールの運営に関すること。

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成25年3月31日まで（予定）

4 応募資格

県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置く、又は置こうとする法人その他の団体であることなど。

5 募集要項の配布及び指定申請の受付期間

平成19年8月31日（金）から平成19年10月31日（水）まで

6 募集説明会（現地説明会）

(1) 日 時 平成19年9月26日（水）午後1時30分から

(2) 場 所 旧日銀ホール 1階多目的ホール

7 指定管理者の候補の選定

外部有識者を含む「おかやま旧日銀ホール指定管理者選定委員会」を設置し、募集要項で定めるところにより指定管理者の候補を選定する。

8 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等は、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。（12月定例会を予定）

倉敷チボリ公園10周年記念事業について

開園10周年を迎えた秋の倉敷チボリ公園を舞台に、備前、備中、美作それぞれの地域の県民、市町村、県民局が協働で自慢の文化・芸能を披露し、特産をPRするイベントを、次のとおり開催する。

記

1 開催期間

- ・備中地域 9月29日(土)～30日(日) 主催：備中県民局等
- ・備前・美作地域 10月13日(土)～14日(日) 主催：備前・美作県民局
10月27日(土)～28日(日)

2 場 所 倉敷チボリ公園（カルケバレン劇場、プレーネン広場 ほか）

3 内 容

備中地域 9月29日(土)～30日(日)

「あるある！備中探検隊」～備中文化の創造と交流～

○伝統工芸と現代アートの融合展

- ・高尾和紙や備中和紙、張り子、ベンガラなど、備中地域に伝わる伝統工芸に現代アートが融合したユニークな作品展

○舞台公演（カルケバレン劇場）

- ・地域で活躍するボランティアサークルの人形劇、大学生による劇や演奏、ローカルヒーロー「ビッチュマン」のショー
- ・岡山で生まれた映画「バッテリー」の上映、バッテリー役の林 ^{はやし けん} 遣都 ^{やまだ けんた} さんのサイン会

○備中たらふく道中

- ・園内レストランに備中地域の食材がランチメニューで登場
夜の部は、江戸時代の本陣料理「矢掛御膳」を再現

○その他

- ・有機無農薬野菜、笠岡諸島の「しまべん」、米粉パン、地酒など、備中地域のうまいもん市
- ・親子で参加できる手づくり遊び教室、ラムネ瓶詰めやそば打ち体験

備前・美作地域 10月13日(土)～14日(日) テーマ「文化」

10月27日(土)～28日(日) テーマ「食」

地域の太鼓や踊り、人形劇のステージ、保育園児のパレード、物産展など

※現在調整中

4 その他

9月、10月とも、開催期間中は、県民に限り入園券及びパスポートが半額



みんなおいで あるある！備中探検隊 partⅢ

～備中文化の創造と交流～

9/sat sun
29-30

期間中
入園料・バスポート
半額!!!

※岡山県民の方に限ります
※免許証、健康保険証等要提示

今年も「あるある！備中探検隊」が大活躍!!
備中地域をくまなく探検して、楽しいもの、美味しいもの、
懐かしいものをいっぱい見つけてきました。
開園10周年を迎えた初秋のチボリ公園に、文化・伝統・農産物・物産観光etc...
備中まるごと大集合!!!

主催：あるある！備中探検隊実行委員会、岡山県備中県民局

★1 カルケバレンシ劇場

映画「バッテリー」上映



© 2007 「バッテリー」制作委員会

映画の舞台は岡山、ロケ地もすべて岡山。
まさに岡山で生まれた映画「バッテリー」が帰ってきます!
※上映時間等詳しくは裏面をご覧ください。

★2 プレーネン広場周辺

プレーネン広場周辺から、にぎやかな歓声となにやらしい
匂いが…。北から南から、備中の美味しいものが大集合。
取れたての野菜や卵、筍水煮やかりんとう、ジャム、乳製品
などてんこもりの農産物加工品、揚げたてたこ天、あなご丼、
おこわ、千屋牛サンドにおなじみ笠岡諸島の「しまべん」、
米粉パン、地酒の試飲販売など盛りだくさん。ラムネ瓶
詰め・そば打ち・うどん打ちなど体験コーナーもいっぱい。
この他、福祉の村、NPO コーナーなど地域で活躍している
団体もやってきます。収穫の秋、食欲の秋を堪能してください。



そば打ち体験

備中の美味しいもの
たくさんあるよ!

しまべん

★3 チボリタワー

映画の上映にあわせ、チボリタワーで
バッテリー役の林遣都さん、山田健太さんの
サイン会も開催されます。

併せて、映画「バッテリー」のパネル展を開催。
記憶に残るワンシーンや撮影風景など満載です。
バッテリーファンは映画、サイン会とセットで
要チェック!! ※サイン会は30日のみです。
※サイン会参加には整理券が必要です。
※時間等詳しくは裏面をご覧ください。



★4 チボリの泉

「チボリの泉」の周囲にレールを設置。かわいい新幹線が
走ります。乗車もできるよ。
友達も誘って一緒にどうぞ。
近くでは鉄道模型「Nゲージ」
も展示しています。



★5 オールドコペンハーゲン

手づくり遊び

デンマークハウスでは、学生ボランティアの協力により、昔ながらの
遊びが体験できる手づくり遊び教室を開催。
木工教室、機織り体験、米粉パン教室、作陶教室、絵付け教室など、
親子で楽しめるプログラムをたくさん用意してお待ちしています。
(一部のプログラムは有料、要予約●連絡先：086-425-2111 備中県民局)
川崎医療福祉大学 / 吉備国際大学 / 岡山短期大学 / 倉敷市立短期大学 /
かのさと体験観光協会 / 早島花ござ手織技術保存会 / 玉島備中綿研究会 /
エンゼル / 横山ゆきえ (塩田焼工房) / 田邊典子 (成羽焼窯元)

★6 オールドコペンハーゲン

備中地域のとっておきのレシピをオールドコペンハーゲン内のレストランに
集めてみました。題して「備中たらふく道中」。
井笠の野菜とテンペ、高梁の鮎、新見のソーセージなど、旬にこだわった
地域の食材を使った昼食メニューをコラボレーションしてみました。
夜には今から約230年前の矢掛本陣料理「矢掛御膳」を再現。備中の地酒と
セットでご用意いたします。 ※詳しくは裏面をご覧ください。

詳しくは裏面を
見てくれガオ

みんなおいで あるある! 備中探検隊 part III

9/sat 29-30 SUN

～備中文化の創造と交流～

★ 映画「バッテリー」上映 (カルケバレン劇場) ★ サイン会 (チボリタワー)

映画上映時間・サイン会開催時間

映 画

サイン会

| | | |
|-----|--------|------------------------------|
| 29日 | 17:00～ | — |
| 30日 | 14:00～ | 13:30～13:50 (整理券配布10:30～) |
| | 17:00～ | 16:30～16:50 (整理券配布14:00～) |

※映画の開場は上映時間の30分前からです。

※サイン会の参加には整理券が必要です。

整理券はチボリタワー前で、配布します。

(先着順。1人1枚、1回につき50名様までです。)

カルケバレン劇場前には、
JR西日本・井原鉄道、
観光PRコーナーもあるよ!

★ 舞台公演 (カルケバレン劇場)

29日

13:00～13:40 **人形劇** 「みんなでうたうっていいものだ」
「でっかい仲間たち」
倉敷市立短期大学保育学科

14:00～14:30 **オペレッタ** 「ともだちほしいな おおかみくん」
岡山短期大学幼児教育学科

15:00～15:30 **ミュージカル** 「裸の王様」、「トトロより『さんぽ』」ほか
ボランティア人形劇サークル「ももっこ」

30日

10:30～11:00 **ミュージカル** 「ヘンゼルとグレーテル」
順正短期大学幼児教育科

11:20～11:50 「ローカルヒーローショー ビッチュマン」
高梁市青年経済協議会

12:10～12:40 トロンボーン4重奏「ピリブ」
「となりのトトロ」ほか
くらしき作陽大学

★ プレーン広場周辺

- 玉島おかみさん会 (備中巻、しのうどん、玉桃ジュレ、アイスクリーム)
 - まびゆうき (ナス、ピーマン、ジャガイモ、オクラ他)
 - 平松農産 (筍水煮、土佐煮、桃・ブドウジュース、コンポート、ジャム)
 - (有)ウカンファーマーズファクトリー
(シャーベット、笹のしずく、恋桃、恋葡萄、ジャム)
 - 備中地区鶏卵受給調整協議会
(鶏卵加工品試食販売、たまご検定、たまごニコニコ写真撮影会、たまごかけごはん試食)
 - 真備町若竹生活交流グループ
(真備おこわ、ピオーネ缶、若竹せんべい、筍水煮、かぐや姫クッキー、秋野菜、団子づくり体験)
 - 清音ふるさと味工房たんぼぼ
(大豆かりんとう、ジャム、柚子味噌、桃ゼリー)
 - 総社市生活交流グループ
(桃のゼリー風シロップ、なす辛子漬け、梅干、はったい粉餅づくり体験)
 - (株)星の郷青空市 (乳製品、特産加工品)
 - 美星牛をPRする会 (美星牛串焼販売)
 - (株)煙製倶楽部 (スモーク製品)
 - (株)哲多すずらん食品加工 (千屋牛サンド、コロケ、唐揚げ、かき氷)
 - フレッシュフレッシュ/のら/エンゼル/こめ工房 (米粉パン、天然酵母パン)
 - かさおか島づくり海社 (しまべん)
 - 岡山県漁連「ふゆ〜ちあ〜」(たこめし、いいたこ唐揚げ、大蛸串天)
 - 児島漁協唐琴ママカリ会 (穴子丼、たこめし、焼き穴子)
 - 岡山県酒造組合 (備中地酒の試飲販売)
 - 倉敷鉱泉 (ラムネの瓶詰め体験)
 - 草間自然休養村 (そば手打ち体験)
 - 香川県むらの技能伝承士「まんこのう町」(うどん手打ち体験)
 - 授産施設ふれあいブース (クッキー、花、和紙製品等民芸品、施設の活動紹介)
 - 備中国地域づくり交流会 (NPO団体等活動情報コーナー)
- ※出店団体は都合により変更することがあります。また、9月29日、30日のどちらかのみ出店する団体もあります。
※各種体験コーナーは有料です。なお、参加人数には制限があります。

★ 備中たらふく道中 (オールドコペンハーゲン)

《昼の部》11:00～

新見「健康王国ランチセット」

標高550メートルの新見の森の中で、きれいな空気とおいしい水。こだわりの豚肉で作り上げたハムやソーセージを使ったサンドウィッチセットはいかがでしょうか。

場所:ベーカリーカフェ「ダンスクベイヤー」

価格:1,000円(1日30食限定)

井笠「星と大地のめぐみ定食」

井笠の食材にこだわった酢豚定食をご用意いたしました。笠岡湾干拓で採れた新鮮野菜と牛乳、同じく干拓産大豆で作った「テンペ」、そして美星ブランド「美星豚」が絶妙に調和します。

場所:中華料理「花翠園」

価格:1,200円(1日30食限定)

高梁「清流御膳」

まさしく今が旬の鮎をメインに、高梁産の食材を揃えてみました。

清流、高梁川の味と香りをお楽しみください。

場所:和食レストラン「くらしき」

価格:1,200円(1日30食限定)

《夜の部》18:00～

矢掛御膳

安永4年10月7日、長崎奉行、桑原能登守が食した本陣料理の献立を、備中地域の食材で再現した「矢掛御膳」。備中各地の地酒をご用意しておりますので、併せて飲み比べもご堪能ください。

(※要予約 ●連絡先(086)434-1115:倉敷チボリ公園団体予約センター)

場所:和食レストラン「くらしき」

価格:4,000円[入園料込](1日30食限定、地酒付き)

★ 伝統工芸と現代アートの融合 (オールドコペンハーゲン「オーデンセのわが家」)

備中地域に伝わる伝統工芸に現代アートが融合しました。新しい造形を探求する作家たちがチボリで光り輝きます。併せて元禄綿、備中綿、い草作品の展示も行います。

◎ 高尾和紙、備中和紙と張り子の融合

伝統ある張り子の作家たちが、上質の高尾和紙や備中和紙を使用して創作した「張り子」。まなびピア2007オープニングイベントに登場する鬼面も一足早くお目見え。(倉敷市立庄小学校)

造形作家:真鍋芳生ほか

高尾和紙作家:故赤木浦治(新見市重要無形文化財)

備中和紙作家:丹下哲夫(岡山県重要無形文化財)

◎ ベンガラ・漆と木工芸、ベンガラ染めの融合

モダンなデザインの家具や飾棚などにベンガラや漆を使用した木工芸品と、草木・ベンガラ染めの布が融合した作品。

木工作家:川月清志

染め作家:川月 紅

◎ ベンガラと陶器の融合

ベンガラを、釉薬として、また土の中へ練り込んだ「ベンガラ焼」を創造。

陶芸作家:田邊典子

◎ ベンガラ・朱漆と縄文土器の融合

縄文土器作家の第一人者が、土にベンガラ・朱漆を施して焼き上げた新しい技法の造形作品。

縄文作家:猪風来

総務委員会資料(Ⅳ)

| | 頁 |
|---------------------------------|----|
| ○政令指定都市移行県市連絡会議の協議状況等について …………… | 1 |
| Ⅰ 第2回政令指定都市移行県市連絡会議の協議状況 …… | 1 |
| Ⅱ 岡山市行政区画等審議会の審議状況 …………… | 8 |
| ○平成18年度市町村決算見込みについて …………… | 23 |

平成19年8月29日

企画振興部

政令指定都市移行県市連絡会議の協議状況等について

1 第2回政令指定都市移行県市連絡会議の協議状況

8月28日に開催した、第2回政令指定都市移行県市連絡会議の協議状況は、次のとおりである。

1 法令等に基づく移譲事務 資料 1

法令及び国の要綱・通知等に基づく移譲事務について、県市研究会において整理した1,183項目をもとに協議中

移譲される法令必須事務については、899項目であることを確認

2 事務処理特例条例による移譲事務 資料 2

先行政令市における移譲状況等を踏まえ、県から検討対象事務445項目を提示し、協議中

3 県単独事業

岡山市の目指す都市像の実現と自立した政令市となるために必要な事業について移譲することとし、岡山市が主体となって実施している事業と県直営事業の区分や、事業の性質等を踏まえながら、移譲対象事業について、さらに協議を進める。

4 法令等に基づく移譲事務の移譲に伴う確認事項

(1) 児童相談所、一時保護、身体・知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童自立支援施設の取扱い

岡山市が独自の体制整備を目指すことを基本に、政令市移行時に円滑な移譲が図られるよう、県への委託等も含め、県・市間の連携方策等について、さらに協議を進める。

(2) 国県道に関する事務（法令必須事務）

今後協議

(3) 河川管理事務（法令任意事務）

今後協議

(4) 県費負担教職員の任命等（法令必須事務）

政令市移行後も県・市ともに適切な人材確保が図られるよう、人事交流の実施（任命権者間の異動）等について、さらに協議を進める。

(5) 当せん金付証票（宝くじ）の販売収益金の配分

今後協議

5 人的支援

移譲に伴う県から市への移譲事務の円滑な執行を確保するため、必要な人的支援について、さらに協議を進める。

6 県有財産の譲渡・使用許可

今後協議

法令等に基づく移譲事務（法令必須事務）

資料 1

| 番号 | 事務の名称 | 件数 |
|----|-------|----|
|----|-------|----|

大項目：1- 民生行政に関する事務

| | | |
|----|--------------------------------|----|
| 1 | 児童福祉に関する事務 | 80 |
| 2 | 社会福祉に関する事務 | 2 |
| 3 | 身体障害者の福祉に関する事務 | 2 |
| 4 | 生活保護に関する事務 | 1 |
| 5 | 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 | 60 |
| 6 | 発達障害者支援に関する事務 | 3 |
| 7 | 知的障害者の福祉に関する事務 | 1 |
| 8 | 障害者基本法に関する事務 | 1 |
| 9 | 老人保健に関する事務 | 1 |
| 10 | 登録免許税に関する事務 | 1 |
| 11 | 児童虐待の防止に関する事務 | 8 |
| 12 | 地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する事務 | 7 |
| 13 | 障害者自立支援に関する事務 | 26 |

大項目：2- 保健衛生行政に関する事務

| | | |
|----|-----------------|----|
| 14 | 動物の愛護及び管理に関する事務 | 44 |
| 15 | 水道に関する事務 | 2 |

大項目：3- 都市計画・建設行政に関する事務

| | | |
|----|----------------------------------|----|
| 16 | 公有地の拡大の推進に関する事務 | 3 |
| 17 | 多極分散型国土形成促進に関する事務 | 1 |
| 18 | 被災市街地復興特別措置法に関する事務 | 1 |
| 19 | 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する事務 | 1 |
| 20 | 都市計画に関する事務 | 9 |
| 21 | 土地区画整理事業に関する事務 | 15 |
| 22 | 都市再開発に関する事務（道路関連） | 4 |
| 23 | 流通業務市街地の整備に関する事務 | 4 |
| 24 | 下水道に関する事務 | 4 |
| 25 | 国土利用計画に関する事務 | 35 |
| 26 | 国土形成計画に関する事務 | 2 |
| 27 | 都市鉄道等の利便の増進に関する事務 | 2 |

大項目：4- 土木行政に関する事務

| | | |
|----|------------------|---|
| 28 | 公共土木施設災害復旧に関する事務 | 5 |
| 29 | 駐車場に関する事務 | 4 |

| 番号 | 事務の名称 | 件数 |
|----|---|-----|
| 30 | 幹線道路の沿道の整備に関する事務（道路関連） | 12 |
| 31 | 環境影響評価に関する事務（道路関連） | 2 |
| 32 | 軌道に関する事務（道路関連） | 14 |
| 33 | 共同溝の整備等に関する事務（道路関連） | 24 |
| 34 | 交通安全施設等整備事業の推進に関する事務（道路関連） | 7 |
| 35 | 高速自動車国道に関する事務（道路関連） | 6 |
| 36 | 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する事務（道路関連） | 4 |
| 37 | 自転車道の整備等に関する事務（道路関連） | 1 |
| 38 | 石油パイプラインの設置に関する事務（道路関連） | 3 |
| 39 | 鉄道事業に関する事務（道路関連） | 1 |
| 40 | 電線共同溝の整備等に関する事務（道路関連） | 35 |
| 41 | 都市モノレールの整備の促進に関する事務（道路関連） | 1 |
| 42 | 独立行政法人都市再生機構に関する事務（道路関連） | 8 |
| 43 | 踏切道の改良促進に関する事務（道路関連） | 12 |
| 44 | 道路の修繕に関する事務（道路関連） | 4 |
| 45 | 道路運送に関する事務（道路関連） | 6 |
| 46 | 道路交通に関する事務（道路関連） | 5 |
| 47 | 道路整備費の財源等の特例に関する事務（道路関連） | 4 |
| 48 | 道路整備特別措置に関する事務（道路関連） | 39 |
| 49 | 道路に関する事務 | 172 |
| 50 | 有線テレビジョンに関する事務（道路関連） | 2 |
| 51 | 有線ラジオに関する事務（道路関連） | 2 |
| 52 | 交通安全対策基本法に関する事務（道路関連） | 1 |
| 53 | 土地収用に関する事務（道路関連） | 1 |
| 54 | 土地改良に関する事務（道路関連） | 2 |
| 55 | 景観に関する事務（道路関連） | 3 |
| 56 | 都市再生に関する事務（道路関連） | 6 |
| 57 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する事務（道路関連） | 49 |
| 58 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する事務（道路関連） | 1 |
| 59 | 電気通信事業に関する事務（道路関連） | 1 |
| 60 | 自衛隊に関する事務（道路関連） | 1 |
| 61 | 密集市街地における防災地区の整備の促進に関する事務（道路関連） | 6 |
| 62 | 新住宅市街地開発に関する事務（道路関連） | 2 |
| 63 | 住宅地区改良に関する事務（道路関連） | 2 |

| 番号 | 事務の名称 | 件数 |
|----|-------|----|
|----|-------|----|

大項目：5- 文教行政に関する事務

| | | |
|----|---------------------|----|
| 64 | 地方教育行政の組織及び運営に関する事務 | 2 |
| 65 | 文化財保護に関する事務 | 12 |
| 66 | 教育公務員特例法に関する事務 | 2 |
| 67 | 市町村立学校職員給与負担に関する事務 | 1 |
| 68 | 幼稚園の設置、廃止等に関する事務 | 1 |

大項目：6- 環境保全行政に関する事務

| | | |
|----|-----------------------------|----|
| 69 | 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する事務 | 12 |
|----|-----------------------------|----|

大項目：7- 産業・経済行政に関する事務

| | | |
|----|---------------------|----|
| 70 | 工場立地に関する事務 | 9 |
| 71 | 大規模小売店舗の立地に関する事務 | 23 |
| 72 | 卸売市場に関する事務 | 3 |
| 73 | 国民生活安定緊急措置に関する事務 | 5 |
| 74 | 生活関連物資等の買い占め等に関する事務 | 7 |

大項目：8- その他行政に関する事務

| | | |
|----|-------------------------------------|----|
| 75 | 地方公営企業に関する事務 | 2 |
| 76 | 地方公務員災害補償基金に関する事務 | 4 |
| 77 | 人事委員会に関する事務 | 1 |
| 78 | 地方交付税に関する事務 | 1 |
| 79 | 地方特例交付金に関する事務 | 1 |
| 80 | 地方債に関する事務 | 1 |
| 81 | 災害弔慰金の支給等に関する事務 | 1 |
| 82 | 土地譲渡益重課制度の適用除外に係る認定事務（租税特別措置に関する事務） | 6 |
| 83 | 武力攻撃事態等における国民の保護に関する事務 | 32 |
| 84 | 地方行政連絡会議に関する事務 | 1 |
| 85 | 地方独立行政法人に関する事務 | 3 |
| 86 | 公安委員に関する事務 | 1 |

| | | |
|-----|--|-----|
| 合 計 | | 899 |
|-----|--|-----|

事務処理特例条例による移譲事務(案)

資料 2

| 番号 | 事務の名称 | 件数 |
|----|---------------------------------|----|
| 1 | 特定非営利活動促進法に関する事務 | 24 |
| 2 | 租税特別措置法施行令に関する事務 | 1 |
| 3 | 母体保護法に関する事務 | 2 |
| 4 | 母体保護法施行令に関する事務 | 7 |
| 5 | 母体保護法施行規則に関する事務 | 4 |
| 6 | 医療法に関する事務 | 2 |
| 7 | 薬事法に関する事務 | 2 |
| 8 | 戦傷病者特別措置法に関する事務 | 8 |
| 9 | 戦傷病者特別措置法施行令に関する事務 | 1 |
| 10 | 戦傷病者特別措置法施行規則に関する事務 | 1 |
| 11 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に関する事務 | 2 |
| 12 | 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則に関する事務 | 1 |
| 13 | 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に関する事務 | 2 |
| 14 | 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律施行規則に関する事務 | 1 |
| 15 | 介護保険法に関する事務 | 27 |
| 16 | 介護保険法施行規則に関する事務 | 17 |
| 17 | 農業協同組合法に関する事務 | 42 |
| 18 | 水産業協同組合法に関する事務 | 32 |
| 19 | 獣医師法に関する事務 | 3 |
| 20 | 土地改良法に関する事務 | 10 |
| 21 | 森林法に関する事務 | 23 |
| 22 | 森林法施行令に関する事務 | 1 |
| 23 | 森林法施行規則に関する事務 | 1 |
| 24 | 輸出水産物の振興に関する法律に関する事務 | 5 |
| 25 | 分収林特別措置法に関する事務 | 8 |

| 番号 | 事務の名称 | 件数 |
|-----|--|-----|
| 26 | 養鶏振興法に関する事務 | 15 |
| 27 | 養鶏振興法施行規則に関する事務 | 1 |
| 28 | 薬事法に関する事務(動物用医薬品特例販売業に関する事務) | 7 |
| 29 | 薬事法に関する事務(動物用医薬品一般販売業、薬種商販売業、配置販売業、高度管理医療機器及び管理医療機器に関する事務) | 11 |
| 30 | 果樹農業振興特別措置法に関する事務 | 2 |
| 31 | 野菜生産出荷安定法に関する事務 | 4 |
| 32 | 森林組合法に関する事務 | 40 |
| 33 | 獣医療法に関する事務 | 5 |
| 34 | 獣医療法施行規則に関する事務 | 1 |
| 35 | 青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法に関する事務 | 2 |
| 36 | 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に関する事務 | 4 |
| 37 | 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に関する事務 | 4 |
| 38 | 独立行政法人農業者年金基金法、施行令に関する事務 | 1 |
| 39 | 砂防法に関する事務 | 11 |
| 40 | 公有水面埋立法に関する事務 | 1 |
| 41 | 海岸法(建設海岸、港湾海岸)に関する事務 | 28 |
| 42 | 都市再開発法に関する事務 | 57 |
| 43 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する事務 | 18 |
| 44 | 不動産登記法に関する事務 | 2 |
| 45 | 学校教育法に関する事務 | 3 |
| 46 | 文化財保護法に関する事務 | 1 |
| 合 計 | | 445 |

政令市移行に伴う県・市財政への影響の見込みについて

岡山市の政令市移行に伴う県・市の財政面の影響について、法令必須事務の移譲を踏まえ、現時点で見込まれているものをまとめると、次のとおりとなる。

【歳 出】

(単位:億円)

| 区 分 | 岡山県分 | 岡山市分 |
|-----------------|------|------|
| 法令必須事務の移譲による影響額 | △139 | +139 |
| 計 | △139 | +139 |

※事業費は、県のH19予算額から、H18実績における岡山市分の割合等に基づき算出。
 ※人件費の増減は含んでいない。

【歳 入】

(地方税・地方交付税等の変動)

(単位:億円)

| 区 分 | 岡山県分 | 岡山市分 | |
|-------------|---------|------|-----|
| 地 方 税 | 軽油引取税 | △62 | +62 |
| | 自動車取得税 | △4 | +4 |
| | 小 計 | △66 | +66 |
| 地方譲与税 | 地方道路譲与税 | △7 | +8 |
| | 石油ガス譲与税 | △1 | +1 |
| | 小 計 | △8 | +9 |
| 交通安全対策特別交付金 | △3 | +3 | |
| 地 方 交 付 税 | △2 | +58 | |
| 計 | △79 | +136 | |

※H18年度ベースで算出。

(法令必須事務の移譲による特定財源の変動)

| | | |
|-------------|-----|-------|
| 道 路 占 用 料 | △1 | +1 |
| 国 庫 補 助 金 等 | △46 | +39 |
| 地 方 債 | △45 | ※ |
| 計 | △92 | +40+※ |

※「地方債」の岡山市分については、市全体での事業費との関係で決まる部分などあることから、この表では空欄としている。

このほか、県単独事業の移譲、当せん金付証券(宝くじ)の販売収益金の岡山市への配分、国県道に係る県債の償還に対する岡山市の負担について、今後協議をすることとなっている。

II 岡山市行政区画等審議会の審議状況

第3回岡山市行政区画等審議会が8月24日に開催され、委員19名のうち7名で構成する作業委員会から、区割りのたたき台となる検討案（別添参照）が示されたが、その概要及び審議の状況は次のとおりである。

1 行政区画の編成

総合支所構想における総合支所の所管区域で、さらに現在の福市区となっている6区域を基に3区案が示された。

| 区名 (仮称) | 総合支所の 所管区域(福 市区) | 区域の概要 (中学校通学区域) | 人口 世帯数 面積 | 区役所 |
|------------|-------------------------|---------------------------------------|---|-------------------|
| A区 | I区(中央) VI区(北) | 岡山中央、京山、岡北、石井、桑田、岡輝、中山、香和、高松、足守、御津、建部 | 240,289人 110,702世帯 432.83 km ² | 市役所 本庁・ 分庁舎 |
| B区 | II区(東) III区(西大 寺) | 東山、操山、操南、富山、竜操、高島、旭東、上南、西大寺、山南、上道、瀬戸 | 235,667人 89,812世帯 211.52 km ² | 西大寺 支所 |
| C区 | IV区(南) V区(西) | 福浜、福南、芳泉、御南、芳田、光南台、吉備、妹尾、福田、興除、藤田、灘崎 | 220,216人 82,320世帯 145.56 km ² | IV区 (南) に設置 |

2 検討案とした主な理由

- (1) 第2回審議会の「福市区の6区域を基に3～4区とし、地域づくりを担える大区役所制が望ましい」との意見から、大区役所制を採用し、行政効率から3区とする。6区案(1.4倍)、4区案(2倍)に比較し、区間の人口差も小さい。
- (2) 中心部の中央、東、南福市区に、昭和40年代以降の合併関係市町村からなる北、西大寺、西の福市区と合区することにより、それぞれの地域づくりとともに、岡山市全体としてさらなる発展を目指す新たな出発点となる。

3 審議会における主な意見

- (1) ①区間の人口差が小さい方が行政サービスが公平になる、②区役所に既存施設を活用する行財政改革の面もあるなど、多くの委員が賛成した。3区案は賛成だが、シンボリックな区のゾーンが欲しかったとの補足意見もあった。
- (2) ①旭川で中心部(中央と東)を分断することは反対であり、中心部と周辺部を3区に分ける4区案がよい、②東と西大寺は生活圏が異なるので、東に区を設けるべきだ(文書)との反対意見があった。

4 今後の予定

第4回審議会(8月30日)で再度協議し、中間取りまとめ案が作成される予定である。その後、9月定例市議会での議論、10月の住民説明会を経て、11月に答申される予定である。

第3回岡山市行政区画等審議会 会議資料

行政区画の編成等について（検討案）

検討案の提出に当たって

私たちは、岡山市行政区画等審議会の審議を円滑かつ効果的に進めるため、審議会での検討の俎上に乗せる具体的な案を作成し、審議会に提出することとした。

成案を得る過程では、委員間で意見が分かれる点もあったものの、市民福祉の維持・向上と将来の岡山市の発展という共通の視点から概ね議論が収斂し、ここに、選びうる選択肢の中で最も望ましいと考える案をお示しできる運びとなった。

この案が、審議会のご賛同をいただけることを願う次第である。

| | | | |
|---|---|-----|---|
| 千 | 葉 | 喬 | 三 |
| 兼 | 松 | 久 | 和 |
| 上 | 岡 | 美保子 | |
| 岡 | 本 | 輝代志 | |
| 佐 | 藤 | 久子 | |
| 高 | 田 | 武子 | |
| 藤 | 井 | 和佐 | |

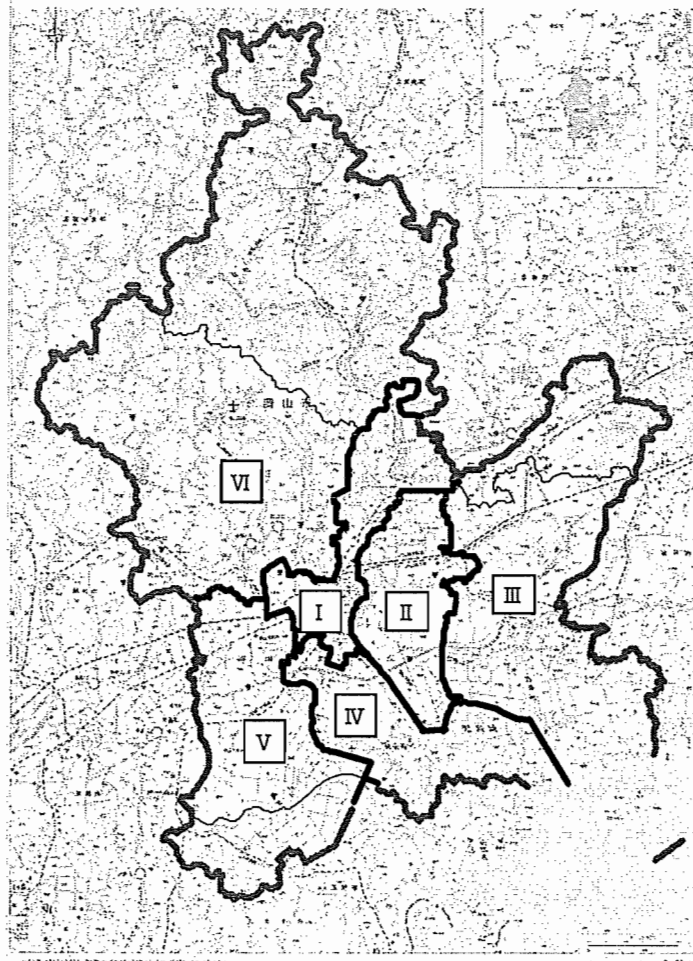
留意点に関する審議会の主な意見（まとめ）

第2回岡山市行政区画等審議会において、「行政区画の編成」と「区役所の位置」を検討する際の留意点に関する審議が行われ、各委員から、

- ①住民自治を支える住民意識や生活圏を重要視し、地域コミュニティ（町内会等）や通学区域を分断しないこと
- ②きめ細かなサービスと、行政効率や財政負担との総合的なバランスを考えるべきであること
- ③地域づくりを担える組織、大区役所制が望ましく、現行窓口を継続しながら大きな線引きをし、区の数はある程度絞ること
- ④総合支所の所管区域（福社区）は、過去、審議会、説明会を経て議決されたものであるとともに、地域活動の単位となっており、これを基盤とすること
- ⑤総合支所（福祉事務所）の6区域を基盤としつつ、これを3区ないし4区に編成することが望ましいこと
- ⑥区役所は、交通体系に配慮しながら既存施設を活用すべきであること

などの意見が多くあり、これを基にたたき台となる案を作成することとされた。

総合支所構想における総合支所の所管区域



検討の概要

1 開催経過

平成19年8月6日(月)、同8月10日(金)、同8月20日(月)の3回にわたって会合を持ち、やむを得ず欠席するメンバーからは意見が予め寄せられるなど、メンバー全員の熱意と協力の下に、精力的で建設的な検討を行った。

2 作成方針

審議会に示す案は、1つに絞る方向で検討することとした。

また、第2回審議会での「行政区画の編成に当たっての留意点」及び「区役所位置の検討に当たっての留意点」に関する各委員のご意見を踏まえて、「行政区画編成基準及び区役所位置決定方針」をとりまとめた。(別紙参照)

3 検討の経過

具体的な編成に当たっては、「行政区画編成基準及び区役所位置決定方針」に基づいて、飛び地等の不自然な形状となる編成を除いた3区割り、4区割りを中心に、以下のとおり比較検討を行った。

- ① 市民との協働を重視し、地域づくりを担える組織体制が望ましい一方で、いわゆる大区役所制の下で区の数が多くなれば行政効率が損なわれる面があり、3区とする方がより行政効率が高い。
- ② 区域づくりの主役である市民の数が区間で大幅な差を生じないことが望ましく、区間の人口の差は、3区割りではいずれも区間でほぼ均等であったのに対し、6区割りでは約1.4倍、4区割りではいずれも2倍以上となることから、この点でも3区割りが適当である。
- ③ 3区割りの中では、昭和30年までに形成された旧岡山市のまとまりである総合支所の区域(福市区)におけるI区(中央)、II区(東)、IV区(南)の区域を、それぞれ昭和40年代以降の合併関係市町村からなるVI区(北)、III区(西大寺)、V区(西)の区域と合区することにより、それぞれの地域づくりとともに、岡山市全体としてさらなる発展をめざす新たな出発点となるよう編成した。

行政区画編成基準及び区役所位置決定方針

| 項 目 | 基 準 ・ 方 針 |
|-----------------------------|---|
| 地域コミュニティ 及び 通学区域 | 住民自治を支える住民意識や身近な生活圏域を重視し、市政運営と市民活動の基礎的な単位である地域コミュニティ（町内会等）や通学区域を分断しないことを基本とする。 |
| 人口規模 及び 区の数 | きめ細かい行政サービスや地域づくりを担える組織と行政効率や財政負担とのバランスに配慮し、人口規模は、15万人から20万人程度、区の数は、3区ないし4区とすることが適当と考えられる。 |
| 面積規模 及び 地形・地物 | 面積規模は、他の基準との関係で考慮するにとどめ、また、区の境界が地域の歴史的な形成に関わってきた明瞭な地形・地物に沿うとともに、区の形状が地理的に見て自然なものとなるようできる限り配慮する。 |
| 公共機関の所管区域 及び 選挙区（国・県） | 国・県等の公共機関の所管区域や選挙区とできる限り整合性を確保することが望ましい。 |
| 総合支所の所管区域 （福祉区） | 総合支所の所管区域（福祉区）は、過去、審議会、説明会を経て議決されたものであるとともに、市民活動の単位となっており、その区域を基礎としつつ、行政効率等の観点からこれを合区することも視野に入れる。 |
| 区役所位置 | 区役所は、交通体系に配慮しながら、できる限り既存施設を活用することが望ましい。 |

行政区画の編成及び区役所の位置についての検討案

1 行政区画の編成について

3行政区を設ける。その区域の概要は、次のとおりである。

| 区名 (仮称) | 総合支所の所管 区域(福市区) | 区域の概要 |
|------------|---------------------------|--|
| A区 | I区(中央) 及び VI区(北) | 岡山中央、京山、岡北、石井、桑田、岡輝、中山、香和、高松、足守、御津、建部の各中学校通学区域 |
| B区 | II区(東) 及び III区(西大寺) | 東山、操山、操南、富山、竜操、高島、旭東、上南、西大寺、山南、上道、瀬戸の各中学校通学区域 |
| C区 | IV区(南) 及び V区(西) | 福浜、福南、芳泉、御南、芳田、光南台、吉備、妹尾、福田、興除、藤田、灘崎の各中学校通学区域 |

2 区役所の位置について

各行政区の区役所の位置は、A区(仮称)は、市庁舎又は分庁舎の一部、B区(仮称)は、西大寺支所をそれぞれ活用することとする。

また、C区(仮称)については、総合支所の所管区域(福市区)におけるIV区(南)の区域内に設置する方向で施設の調査、調整を行うよう市に求める。

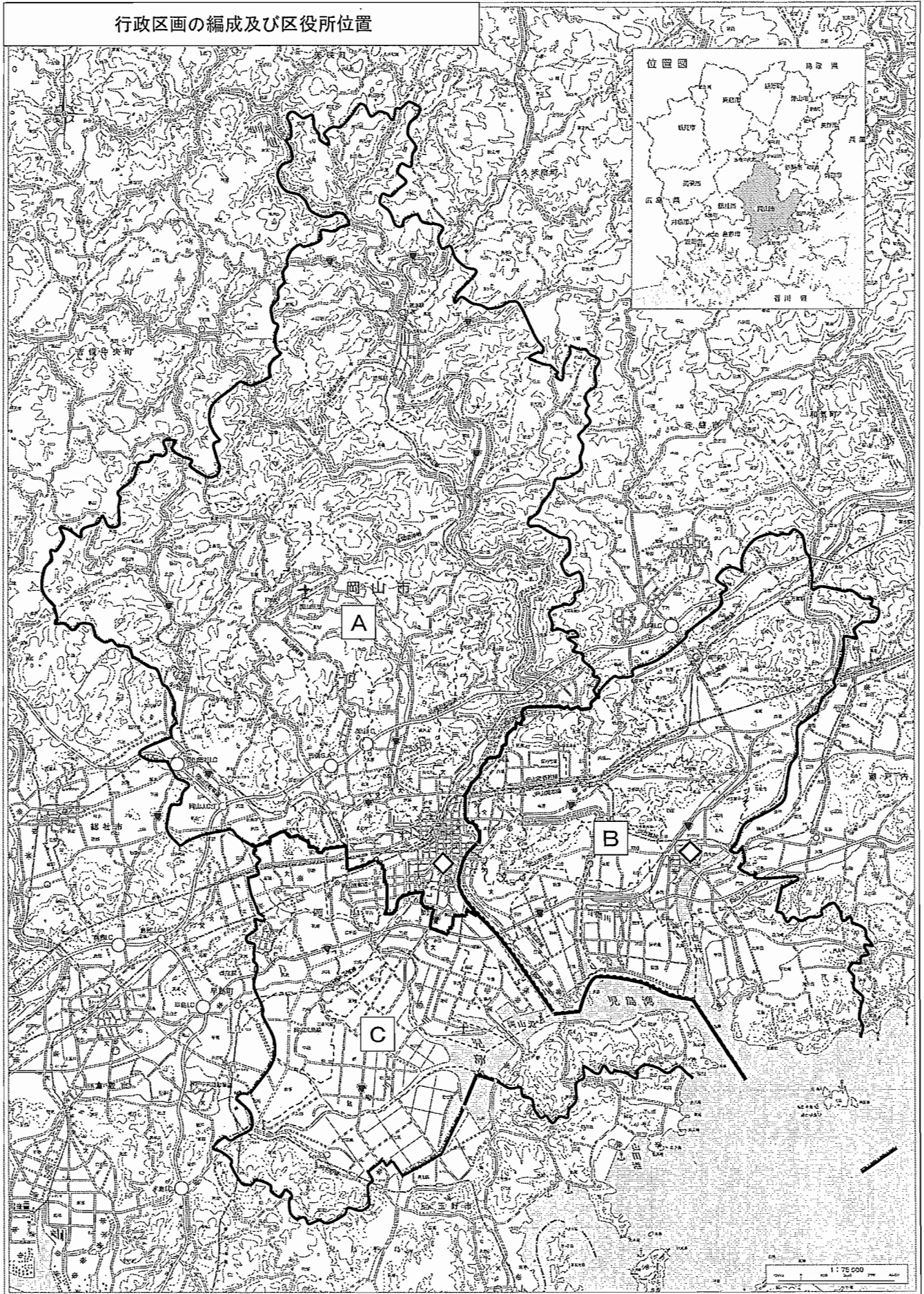
- (1) 総合支所の所管区域（福市区）には、その歴史的沿革や本庁からの距離などを背景に、比較的サービス拠点が不足している区域が見られることから、それらの区域への区役所を含むサービス拠点の配置について配慮すべきである。
- (2) 西大寺支所は、昭和44年の合併以来、市行政の一翼を担う総合出先機関として幅広い事務を取り扱っていることを踏まえ、区行政を円滑にスタートする観点から、政令指定都市・岡山においても引き続き、総合出先機関としての区役所と位置づけるべきである。

併せて、Ⅱ区（東）は、サービス拠点が不足しているため、市民サービスの均質化を図る観点から、区役所の新たな出先機関の設置を審議会として市に要請すべきである。
- (3) 灘崎支所は、その地理的な位置に加え、平成17年に岡山市と合併し現在、一体化に向けた事業に取り組んでいるさなかであり、まずは現状において早期の一体化を担うことが先決と考えられる。さらに、Ⅴ区（西）の区域には支所が多数設置されており、また、Ⅳ区（南）にはサービス拠点が不足している現状も考え合わせ、Ⅳ区（南）内の公共施設などを区役所の候補地として、必要な調査、調整を審議会として市に求めるべきである。

3 補足意見

- (1) 住民票や戸籍など市民の日常生活に密着した窓口サービスについては、市民が居住する区に関わらずいずれの区でもサービスが受けられるよう審議会として市に要請すべきである。
- (2) 総合支所の区域（福市区）のうち、市庁舎又は分庁舎の一部を区役所とするA区を除き、区役所候補施設と区域内を有機的に結ぶ交通網が不足している地区については、その確保策を審議会として市に要請すべきである。
- (3) 行政区の機能については、いわゆる大区役所制を採用するよう、また、行政区間でできるだけ均一になるよう審議会として市に要請すべきである。

行政区画の編成及び区役所位置



図中の地名は、国土地院院の承認を経て、国土地院院の承認を受けたものである。(国土地院院 平成 13 年 12 月)

図例 国土地院院の承認を受けたものである。 (国土地院院 平成 13 年 12 月)

◇ : 区役所

行政区画編成及び区役所位置検討案のまとめ

| 項 目 | ま と め |
|-----------------------------|---|
| 地域コミュニティ 及び 通学区域 | 住民自治を支える住民意識や身近な生活圏域を重視し、市政運営と市民活動の基礎的な単位である地域コミュニティ（町内会等）や中学校通学区域を分断しないこととした。 |
| 人口規模 及び 区の数 | きめ細かい行政サービスや地域づくりを担える組織と行政効率や財政負担とのバランスに配慮し、区の数3、区人口は約22万人～約24万人とした。人口規模は、他都市の平均区人口約15万人と比べて規模が大きめであるが、区間の差は他都市と比べて最も小さい。 |
| 面積規模 及び 地形・地物 | 市中心部を貫流する一級河川である旭川をもって概ね東西に画したほか、それぞれの区域の形状もまとまりをもち、不自然ではない。 区の面積は、最大の区でも静岡市葵区の1,073km ² 、浜松市天竜区の944km ² の半分以下であり、最大の区と最小の区の差も約3倍と、他都市と比べて最も小さい。 |
| 公共機関の所管区域 及び 選挙区（国・県） | 旭川で分かれている衆院小選挙区・県議会選挙区のほか、境界の一部において関係行政機関と整合がとれているが、一方で、整合していない境界も見られる。 |
| 総合支所の所管区域 （福市区） | 総合支所の所管区域（福市区）は、過去、審議会、説明会を経て議決されたものであるとともに、市民活動の単位となっていることから、その区域を基礎としつつ、いずれの区も、それぞれ総合支所の所管区域（福市区）を2区ずつ合区した形の編成とした。 |
| 区役所位置 | 区役所は、交通体系に配慮しながら、できる限り既存施設を活用することが望ましいことから、A区及びB区の区役所については、既存施設を活用することとした。 |

[参考 1] 政令指定都市における区の状況

| 都市名 | 区数 | 総人口 (人) | 区人口 (人) | | | 区面積 (km ²) | | |
|-------|----|------------|---------|---------|-------|------------------------|--------|-------|
| | | | 最大 | 最小 | 最大/最小 | 最大 | 最小 | 最大/最小 |
| 大阪市 | 24 | 2,628,811 | 200,678 | 54,174 | 3.70 | 20.77 | 4.37 | 4.75 |
| 名古屋市 | 16 | 2,215,062 | 216,545 | 63,608 | 3.40 | 45.67 | 7.72 | 5.92 |
| 京都市 | 11 | 1,474,811 | 285,419 | 42,464 | 6.72 | 291.95 | 6.82 | 42.81 |
| 横浜市 | 18 | 3,579,628 | 311,722 | 84,944 | 3.67 | 35.77 | 7.02 | 5.10 |
| 神戸市 | 9 | 1,525,393 | 243,637 | 103,791 | 2.35 | 240.31 | 11.48 | 20.93 |
| 北九州市 | 7 | 993,525 | 260,070 | 63,714 | 4.08 | 170.89 | 16.66 | 10.26 |
| 札幌市 | 10 | 1,880,863 | 272,877 | 112,783 | 2.42 | 657.23 | 24.38 | 26.96 |
| 川崎市 | 7 | 1,327,011 | 210,543 | 144,487 | 1.46 | 39.21 | 10.05 | 3.90 |
| 福岡市 | 7 | 1,401,279 | 274,481 | 128,663 | 2.13 | 95.88 | 15.16 | 6.32 |
| 広島市 | 8 | 1,154,391 | 219,343 | 76,656 | 2.86 | 353.35 | 15.34 | 23.03 |
| 仙台市 | 5 | 1,025,098 | 281,218 | 129,942 | 2.16 | 302.28 | 48.38 | 6.25 |
| 千葉市 | 6 | 924,319 | 184,637 | 112,850 | 1.64 | 84.21 | 21.16 | 3.98 |
| さいたま市 | 10 | 1,176,314 | 166,674 | 82,342 | 2.02 | 49.16 | 8.39 | 5.86 |
| 静岡市 | 3 | 713,723 | 262,764 | 208,055 | 1.26 | 1,073.32 | 72.89 | 14.73 |
| 堺市 | 7 | 831,111 | 157,068 | 39,133 | 4.01 | 40.44 | 10.48 | 3.86 |
| 新潟市 | 8 | 813,780 | 179,784 | 48,054 | 3.74 | 176.51 | 37.42 | 4.72 |
| 浜松市 | 7 | 804,067 | 244,953 | 37,520 | 6.53 | 944.00 | 44.23 | 21.34 |
| 岡山市 | 3 | 696,172 | 240,289 | 220,216 | 1.09 | 432.83 | 145.56 | 2.97 |

平成17年国勢調査 *堺市、新潟市、浜松市、岡山市の区人口は各市公表数値

平成19年4月1日国土地理院調 (速報値。一部参考値)

[参考2] 各行政区の人口等の状況

| 区名 * 便宜的な表示 | | A区(仮称) | B区(仮称) | C区(仮称) |
|--------------------|-------------------|-------------|----------------|------------|
| 区域 (総合支所の区域(福祉区)) | | I(中央)+VI(北) | II(東)+III(西大寺) | IV(南)+V(西) |
| 総人口 | 人 | 240,289 | 235,667 | 220,216 |
| 年少人口 (15歳未満) | 人 | 28,812 | 35,711 | 36,008 |
| | 構成比(%) | 11.99 | 15.15 | 16.35 |
| 生産年齢人口 (15~64歳) | 人 | 160,543 | 152,553 | 147,099 |
| | 構成比(%) | 66.81 | 64.73 | 66.80 |
| 老年人口 (65歳以上) | 人 | 49,482 | 46,866 | 35,914 |
| | 構成比(%) | 20.59 | 19.89 | 16.31 |
| 年齢不詳人口 | 人 | 1,452 | 537 | 1,195 |
| | 構成比(%) | 0.60 | 0.23 | 0.54 |
| 世帯数 | 世帯 | 110,702 | 89,812 | 82,320 |
| 一世帯当たり人口 | 人/世帯 | 2.17 | 2.62 | 2.68 |
| 面積 | km ² | 432.83 | 211.52 | 145.56 |
| 人口密度 | 人/km ² | 555.2 | 1,114.2 | 1,512.9 |
| 就業者数 | 人 | 109,455 | 111,786 | 107,396 |
| 第一次産業就業者 | 構成比(%) | 4.0 | 4.1 | 2.8 |
| 第二次産業就業者 | | 18.3 | 24.4 | 25.3 |
| 第三次産業就業者 | | 75.7 | 69.7 | 69.6 |
| 分類不能 | | 2.0 | 1.8 | 2.3 |
| 製造品出荷額 | 百万円 | 203,322 | 462,283 | 217,156 |
| 年間商品販売額 | 百万円 | 1,505,851 | 352,225 | 1,297,681 |
| 農家戸数 | 戸 | 6,051 | 5,507 | 4,324 |

| | |
|-----------|-------|
| 人口(最大/最小) | 1.09倍 |
| 面積(最大/最小) | 2.97倍 |

[参考3] 各行政区の状況

| 区名 *便宜的な表示 | | A区(仮称) | B区(仮称) | C区(仮称) | 合計 | |
|---------------------------|------------------------|---------------------|------------------------|--------------------|---------|---------|
| 区域 (総合支所の区域(福祉区)) | | I(中央) + VI(北) | II(東) + III(西大寺) | IV(南) + V(西) | | |
| 人口・世帯・面積 | 人口(H17国勢調査) | | | | | |
| | 総人口(人) | 合計 | 240,289 | 235,667 | 220,216 | 696,172 |
| | | 年少人口(15歳未満) | 28,812 | 35,711 | 36,008 | 100,531 |
| | | 生産年齢人口(15~64歳) | 160,543 | 152,553 | 147,099 | 460,195 |
| | | 老年人口(65歳以上) | 49,482 | 46,866 | 35,914 | 132,262 |
| | | 不詳 | 1,452 | 537 | 1,195 | 3,184 |
| | 男(人) | 合計 | 117,054 | 110,827 | 106,890 | 334,771 |
| | | 年少人口(15歳未満) | 14,860 | 18,194 | 18,630 | 51,684 |
| | | 生産年齢人口(15~64歳) | 81,247 | 73,095 | 72,257 | 226,599 |
| | | 老年人口(65歳以上) | 20,135 | 19,242 | 15,342 | 54,719 |
| | | 不詳 | 812 | 296 | 661 | 1,769 |
| | 女(人) | 合計 | 123,235 | 124,840 | 113,326 | 361,401 |
| | | 年少人口(15歳未満) | 13,952 | 17,517 | 17,378 | 48,847 |
| | | 生産年齢人口(15~64歳) | 79,296 | 79,458 | 74,842 | 233,596 |
| | | 老年人口(65歳以上) | 29,347 | 27,624 | 20,572 | 77,543 |
| | | 不詳 | 640 | 241 | 534 | 1,415 |
| | 世帯数(H17国勢調査) | | 110,702 | 89,812 | 82,320 | 282,834 |
| 総面積(km ²) | | 432.83 | 211.52 | 145.56 | 789.91 | |
| 人口密度(人/km ²) | | 555.2 | 1,114.2 | 1,512.9 | 881.3 | |
| 人口増加率(%) ※H12→H17 | | 2.8 | 2.4 | 4.6 | 3.2 | |
| 高齢化率(%) | | 20.6 | 19.9 | 16.3 | 19.0 | |
| 土地利用(H18岡山県南広域都市計画基礎調査) | | | | | | |
| 自然的土地利用(km ²) | 合計 | 357.87 | 156.47 | 102.65 | 616.99 | |
| | 田 | 45.10 | 55.83 | 57.66 | 158.59 | |
| | 畑 | 16.07 | 15.16 | 4.70 | 35.93 | |
| | 山林 | 266.93 | 62.67 | 24.63 | 354.23 | |
| | 水面 | 19.31 | 15.04 | 11.47 | 45.82 | |
| | その他自然地 | 10.46 | 7.77 | 4.19 | 22.42 | |
| 都市的土地利用(km ²) | 合計 | 74.96 | 55.05 | 42.91 | 172.92 | |
| | 宅地 | 25.27 | 28.19 | 24.78 | 78.24 | |
| | 道路・公共施設等 | 49.69 | 26.86 | 18.13 | 94.68 | |
| 都市計画(H18岡山県南広域都市計画基礎調査) | | | | | | |
| 都市計画区域(km ²) | 合計 | 228.91 | 211.52 | 145.56 | 585.99 | |
| | 市街化区域 | 30.48 | 39.14 | 34.27 | 103.89 | |
| | 市街化調整区域 | 198.43 | 172.38 | 111.29 | 482.10 | |
| 都市計画区域外(km ²) | | 203.92 | 0.00 | 0.00 | 203.92 | |
| 都市基盤整備状況 | 都市計画道路整備状況(H19.3.31現在) | | | | | |
| | 路線数(本) 区を跨ぐ路線あり | | 59 | 31 | 43 | 106 |
| | 総延長(m) | | 113,100 | 107,800 | 97,700 | 318,600 |
| | 整備率(%) | | 64.7 | 51.7 | 57.1 | 58.0 |
| | 公共下水道整備状況(H19.3.31現在) | | | | | |
| | 処理区域面積(ha) | | 2,113.9 | 1,721.3 | 2,442.8 | 6,278.0 |
| | 処理区域内人口(人) | | 128,824 | 104,635 | 141,100 | 374,559 |
| | 下水道処理人口普及率(%) ※対国勢調査人口 | | 53.6 | 44.4 | 64.1 | 53.8 |
| | 市営住宅管理戸数(H19.4.1現在) | | 1,252 | 3,380 | 1,041 | 5,673 |

| 区名 *便宜的な表示 | | A区(仮称) | B区(仮称) | C区(仮称) | 合計 | |
|--------------------------|------------------------|---------------------|------------------------|--------------------|-----------|-----------|
| 区域 (総合支所の区域(福社区)) | | I(中央) + VI(北) | II(東) + III(西大寺) | IV(南) + V(西) | | |
| 都市基盤整備状況 | 公園整備状況(H18.4.1現在) | | | | | |
| | 公園面積(ha) | 合計 | 398.41 | 349.20 | 291.95 | 1,039.56 |
| | | 街区公園 | 28.91 | 14.15 | 28.56 | 71.62 |
| | | 近隣公園 | 10.17 | 3.59 | 11.19 | 24.95 |
| | | 一般公園 | 275.66 | 192.74 | 218.59 | 686.99 |
| | | 緑道 | 4.00 | 0.00 | 11.71 | 15.71 |
| | | 緑地 | 79.67 | 138.72 | 21.90 | 240.29 |
| 一人当たり面積(m ²) | | 16.6 | 14.8 | 13.3 | 14.9 | |
| 産業の状況 | 工業の概況(H15工業統計) | | | | | |
| | 事業所数(所) | 332 | 357 | 410 | 1,099 | |
| | 従業者数(人) | 8,249 | 13,126 | 8,742 | 30,117 | |
| | 製造品出荷額等(百万円) | 203,322 | 462,283 | 217,156 | 882,761 | |
| | 商業の概況(H14商業統計) | | | | | |
| | 商店数(店) | 合計 | 4,361 | 2,149 | 2,758 | 9,268 |
| | | 卸売業 | 1,070 | 395 | 1,200 | 2,665 |
| | | 小売業 | 3,291 | 1,754 | 1,558 | 6,603 |
| | 従業者数(人) | 合計 | 31,862 | 14,963 | 27,355 | 74,180 |
| | | 卸売業 | 11,124 | 3,328 | 14,912 | 29,364 |
| | | 小売業 | 20,738 | 11,635 | 12,443 | 44,816 |
| | 年間商品販売額(百万円) | 合計 | 1,505,851 | 352,225 | 1,297,681 | 3,155,757 |
| | | 卸売業 | 1,119,020 | 143,360 | 1,078,469 | 2,340,849 |
| | | 小売業 | 386,831 | 208,865 | 219,212 | 814,908 |
| | 農業の概況(2000年世界農業センサス) | | | | | |
| | 農家戸数(戸) | 6,051 | 5,507 | 4,324 | 15,882 | |
| | 農家人口(人) | 24,262 | 22,585 | 19,116 | 65,963 | |
| | 経営耕地面積(ha) | 合計 | 3,467 | 4,641 | 4,639 | 12,747 |
| | | 田 | 2,832 | 4,131 | 4,510 | 11,473 |
| | | 畑 | 340 | 233 | 86 | 659 |
| | | 樹園地 | 295 | 277 | 43 | 615 |
| 産業別就業者数(H17国勢調査) | | | | | | |
| 合計(人) | 合計 | 109,455 | 111,786 | 107,396 | 328,637 | |
| | 第一次産業 | 4,385 | 4,542 | 2,966 | 11,893 | |
| | 第二次産業 | 20,042 | 27,327 | 27,185 | 74,554 | |
| | 第三次産業 | 82,861 | 77,852 | 74,733 | 235,446 | |
| | 分類不能 | 2,167 | 2,065 | 2,512 | 6,744 | |
| 合計(%) | 合計 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | |
| | 第一次産業 | 4.0 | 4.1 | 2.8 | 3.6 | |
| | 第二次産業 | 18.3 | 24.4 | 25.3 | 22.7 | |
| | 第三次産業 | 75.7 | 69.7 | 69.6 | 71.6 | |
| | 分類不能 | 2.0 | 1.8 | 2.3 | 2.1 | |
| 教育・文化 | 市立幼稚園(H19.5.1現在) | | | | | |
| | 園数 | 24 | 32 | 15 | 71 | |
| | 学級数 | 73 | 108 | 69 | 250 | |
| | 園児数 | 1,558 | 2,318 | 1,773 | 5,649 | |
| | 市立小学校(H19.5.1現在・分校を含む) | | | | | |
| | 学校数 | 32 | 33 | 28 | 93 | |
| | 学級数 | 437 | 500 | 477 | 1,414 | |
| | 児童数 | 11,284 | 13,986 | 14,440 | 39,710 | |
| | 市立中学校(H19.5.1現在) | | | | | |
| | 学校数 | 13 | 12 | 12 | 37 | |
| | 学級数 | 195 | 206 | 207 | 608 | |
| 生徒数 | 5,598 | 6,295 | 6,278 | 18,171 | | |

| 区名 *便宜的な表示 | | A区(仮称) | B区(仮称) | C区(仮称) | 合計 |
|-------------------------|----------------------------|---------------------|------------------------|--------------------|-------|
| 区域 (総合支所の区域(福祉区)) | | I(中央) + VI(北) | II(東) + III(西大寺) | IV(南) + V(西) | |
| 教育・文化 | 公立・私立高等学校(H19.4.1現在) | | | | |
| | 学校数 | 14 | 10 | 3 | 27 |
| | 大学・短期大学(H19.4.1現在) | | | | |
| | 学校数 | 6 | 5 | 2 | 13 |
| | 公民館(H19.4.1現在) | | | | |
| | 設置数 | 12 | 13 | 12 | 37 |
| | 図書館(H19.4.1現在) | | | | |
| 設置数 | 7 | 2 | 2 | 11 | |
| コミュニティハウス(H19.4.1現在) | | | | | |
| 設置数 | 29 | 27 | 18 | 74 | |
| 市民会館・文化会館(H19.4.1現在) | | | | | |
| 設置数 | 6 | 3 | 0 | 9 | |
| 防災・市民生活 | 消防署(H19.4.1現在) | | | | |
| | 消防署数 | 2 | 1 | 1 | 4 |
| | 出張所数 | 7 | 5 | 3 | 15 |
| | 警察署(H19.4.1現在) | | | | |
| | 警察署数 | 2 | 3 | 1 | 6 |
| | 交番・派出所・駐在所数 | 37 | 17 | 15 | 69 |
| | 税務署(H19.4.1現在) | | | | |
| | 設置数 | 2 | 2 | 0 | 4 |
| | 法務局(H19.4.1現在) | | | | |
| | 設置数 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| | 郵便局(H19.4.1現在・簡易郵便局を含む) | | | | |
| | 集配局数 | 7 | 3 | 4 | 14 |
| | その他局数 | 45 | 34 | 24 | 103 |
| | 市民サービス窓口(H19.4.1現在) | | | | |
| | 本庁・支所数 | 7 | 3 | 7 | 17 |
| 出張所数 | 0 | 2 | 0 | 2 | |
| 連絡所・サービスコーナー数 | 6 | 5 | 2 | 13 | |
| その他窓口数 | 8 | 2 | 4 | 14 | |
| 町内会等加入率(%) (H19.6.30現在) | 81.4 | 93.9 | 92.9 | 88.7 | |
| 健康・福祉 | ふれあいセンター(H19.4.1現在) | | | | |
| | 設置数 | 1 | 2 | 2 | 5 |
| | 老人福祉センター・老人憩いの家(H19.4.1現在) | | | | |
| | 設置数 | 7 | 5 | 6 | 18 |
| | 市立保育園(H19.4.1現在) | | | | |
| | 園数 | 25 | 15 | 14 | 54 |
| | 定員数 | 2,224 | 1,628 | 1,500 | 5,352 |
| | 私立保育園(H19.4.1現在・認可保育園に限る) | | | | |
| | 園数 | 20 | 24 | 16 | 60 |
| | 定員数 | 2,265 | 2,750 | 2,490 | 7,505 |
| | 児童館(H19.4.1現在) | | | | |
| | 設置数 | 9 | 8 | 8 | 25 |
| | 放課後児童クラブ(H19.4.1現在) | | | | |
| | 設置数 | 23 | 31 | 25 | 79 |
| 受入児童数 | 1,012 | 1,466 | 1,530 | 4,008 | |
| 病院(H19.4.1現在) | | | | | |
| 設置数 | 26 | 21 | 12 | 59 | |
| 病床数 | 6,919 | 2,770 | 1,963 | 11,652 | |

平成18年度市町村決算見込みについて

平成18年度市町村決算見込額（普通会計）について取りまとめた結果の概要は、次のとおりである。

1 歳入の状況

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 伸 率 () は前年度 | 構 成 比 () は前年度 |
|-----------|---------|---------|-------------------|-------------------|
| 地 方 税 | 272,057 | 270,733 | 0.5 (5.8) | 35.2 (33.4) |
| 地方譲与税 | 24,080 | 17,374 | 38.6 (25.9) | 3.1 (2.1) |
| 地方交付税 | 167,058 | 186,552 | △ 10.4 (3.4) | 21.6 (23.0) |
| 国庫支出金 | 66,254 | 70,254 | △ 5.7 (△ 2.7) | 8.5 (8.7) |
| 県支出金 | 36,273 | 36,924 | △ 1.8 (9.2) | 4.7 (4.6) |
| 地 方 債 | 76,938 | 88,775 | △ 13.3 (△ 10.5) | 10.0 (11.0) |
| うち臨時財政対策債 | 21,069 | 23,435 | △ 10.1 (△ 23.0) | 2.7 (2.9) |
| 繰 入 金 | 17,723 | 22,228 | △ 20.3 (△ 59.6) | 2.3 (2.7) |
| そ の 他 | 112,658 | 117,741 | △ 4.3 (△ 8.6) | 14.6 (14.5) |
| 歳 入 計 | 773,041 | 810,581 | △ 4.6 (△ 3.4) | 100.0 (100.0) |

2 歳出の状況

(1) 性質別歳出

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 伸 率 () は前年度 | 構 成 比 () は前年度 |
|-----------|---------|---------|------------------|-------------------|
| 義務的経費 | 368,709 | 372,200 | △ 0.9 (0.1) | 49.1 (47.6) |
| 人 件 費 | 154,649 | 159,169 | △ 2.8 (△ 3.5) | 20.6 (20.4) |
| 扶 助 費 | 102,247 | 99,998 | 2.2 (5.7) | 13.6 (12.8) |
| 公 債 費 | 111,813 | 113,033 | △ 1.1 (0.7) | 14.9 (13.8) |
| 投資的経費 | 108,830 | 111,889 | △ 2.7 (△ 18.1) | 14.5 (14.3) |
| 普通建設事業費 | 106,744 | 104,792 | 1.9 (△ 20.0) | 14.2 (13.4) |
| 災 害 復 旧 費 | 2,086 | 7,097 | △ 70.6 (28.3) | 0.3 (0.9) |
| そ の 他 | 272,915 | 297,849 | △ 8.4 (△ 1.2) | 36.4 (38.1) |
| 物 件 費 | 84,244 | 88,763 | △ 5.1 (△ 5.5) | 11.2 (11.4) |
| 維 持 補 修 費 | 8,434 | 8,677 | △ 2.8 (△ 13.9) | 1.1 (1.1) |
| 補 助 費 等 | 57,528 | 64,970 | △ 11.5 (△ 6.4) | 7.7 (8.3) |
| そ の 他 | 122,709 | 135,439 | △ 9.4 (5.8) | 16.4 (17.3) |
| 歳 出 計 | 750,454 | 781,938 | △ 4.0 (△ 3.4) | 100.0 (100.0) |

(2) 目的別歳出

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成17年度 | 伸 率 () は前年度 | 構 成 比 () は前年度 |
|-----------|---------|---------|------------------|-------------------|
| 議 会 費 | 6,174 | 6,548 | △ 5.7 (△ 21.6) | 0.8 (0.8) |
| 総 務 費 | 96,317 | 103,262 | △ 6.7 (△ 12.2) | 12.8 (13.2) |
| 民 生 費 | 189,993 | 185,879 | 2.2 (1.8) | 25.3 (23.8) |
| 衛 生 費 | 75,290 | 75,005 | 0.4 (△ 5.8) | 10.1 (9.6) |
| 労 働 費 | 2,322 | 2,489 | △ 6.7 (△ 3.5) | 0.3 (0.3) |
| 農林水産業費 | 41,924 | 43,867 | △ 4.4 (3.0) | 5.6 (5.6) |
| 商 工 費 | 11,535 | 15,653 | △ 26.3 (35.2) | 1.5 (2.0) |
| 土 木 費 | 107,202 | 106,070 | 1.1 (△ 18.0) | 14.3 (13.6) |
| 消 防 費 | 27,583 | 30,335 | △ 9.1 (11.7) | 3.7 (3.9) |
| 教 育 費 | 78,180 | 91,553 | △ 14.6 (1.4) | 10.4 (11.7) |
| 災 害 復 旧 費 | 2,086 | 7,097 | △ 70.6 (28.3) | 0.3 (0.9) |
| 公 債 費 | 111,831 | 113,049 | △ 1.1 (0.7) | 14.9 (14.5) |
| そ の 他 | 17 | 1,131 | △ 98.5 (858.5) | 0.0 (0.1) |
| 歳 出 計 | 750,454 | 781,938 | △ 4.0 (△ 3.4) | 100.0 (100.0) |

3 決算収支の状況

(単位：百万円)

| 区 分 | 平成18年度 | 平成17年度 |
|-----------------|---------|---------|
| 歳入決算見込額 A | 773,041 | 810,581 |
| 歳出決算見込額 B | 750,454 | 781,938 |
| 形 式 収 支 C (A-B) | 22,587 | 28,643 |
| 翌年度繰越財源 D | 3,633 | 4,060 |
| 実 質 収 支 E (C-D) | 18,954 | 24,583 |

4 地方債の状況

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成18年度末 残 高 | 平成17年度末 残 高 | 伸 率 () は前年度 |
|--------|----------------|----------------|-----------------|
| 地方債現在高 | 964,974 | 980,619 | △ 1.6 (△ 0.4) |

(注) 地方債残高には、特定資金公共投資事業債を含まない。

5 積立金の状況

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 平成18年度末 残 高 | 平成17年度末 残 高 | 伸 率 () は前年度 |
|----------|----------------|----------------|-----------------|
| 積立金現在高 | 127,509 | 120,229 | 6.1 (13.9) |
| うち財政調整基金 | 59,526 | 56,821 | 4.8 (12.3) |

6 市町村別の状況

(単位：百万円、%)

| 区 分 | 歳 入 額 | 歳 出 額 | 歳入歳出 差 引 | 翌年度に 繰り越す べき財源 | 実 質 収 支 | 財政力 指 数 | 経常収 支比率 | 公債費 比 率 | 起債制 限比率 | 実質公債 費比率 | 地方債 現在高 | 積立金 現在高 |
|-----------|---------|---------|-------------|----------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|------------|------------|
| | A | B | C (A-B) | D | E (C-D) | 16-18平均 | | | 16-18平均 | 16-18平均 | | |
| 岡 山 市 | 229,203 | 224,684 | 4,519 | 1,050 | 3,469 | 0.737 | 92.4 | 22.7 | 16.8 | 23.1 | 323,156 | 21,315 |
| 倉 敷 市 | 163,605 | 160,923 | 2,682 | 758 | 1,924 | 0.859 | 90.9 | 13.3 | 11.0 | 17.9 | 157,502 | 16,307 |
| 津 山 市 | 44,980 | 43,713 | 1,267 | 140 | 1,127 | 0.553 | 96.6 | 17.7 | 13.0 | 20.0 | 56,773 | 6,238 |
| 玉 野 市 | 20,144 | 19,141 | 1,003 | 9 | 994 | 0.569 | 95.6 | 14.3 | 12.0 | 14.4 | 20,474 | 309 |
| 笠 岡 市 | 21,011 | 20,503 | 508 | 1 | 507 | 0.543 | 90.5 | 14.4 | 10.2 | 22.7 | 24,235 | 2,679 |
| 井 原 市 | 21,717 | 19,836 | 1,881 | 307 | 1,574 | 0.463 | 86.9 | 9.8 | 6.5 | 13.4 | 20,357 | 11,044 |
| 総 社 市 | 24,352 | 23,605 | 747 | 255 | 492 | 0.581 | 92.3 | 18.1 | 12.6 | 21.5 | 35,148 | 5,227 |
| 高 梁 市 | 22,641 | 22,558 | 83 | 41 | 42 | 0.309 | 95.8 | 21.7 | 15.0 | 20.8 | 38,258 | 5,409 |
| 新 見 市 | 29,615 | 28,890 | 725 | 262 | 463 | 0.254 | 91.8 | 24.3 | 17.0 | 22.5 | 50,025 | 5,658 |
| 備 前 市 | 17,124 | 16,699 | 425 | 65 | 360 | 0.523 | 96.4 | 14.3 | 10.9 | 23.7 | 19,500 | 2,638 |
| 瀬 戸 内 市 | 14,838 | 14,470 | 368 | 9 | 359 | 0.561 | 89.6 | 14.0 | 10.9 | 19.5 | 18,170 | 2,923 |
| 赤 磐 市 | 20,534 | 19,581 | 953 | 29 | 924 | 0.506 | 95.3 | 14.3 | 10.1 | 13.9 | 20,525 | 5,959 |
| 真 庭 市 | 35,112 | 33,629 | 1,483 | 173 | 1,310 | 0.335 | 93.5 | 18.1 | 11.5 | 17.8 | 39,975 | 7,421 |
| 美 作 市 | 23,262 | 22,100 | 1,162 | 150 | 1,012 | 0.269 | 93.6 | 17.5 | 12.5 | 18.7 | 32,685 | 7,374 |
| 浅 口 市 | 12,980 | 12,138 | 842 | 80 | 762 | 0.457 | 87.7 | 7.1 | 7.2 | 14.2 | 12,369 | 4,132 |
| 市 計 | 701,116 | 682,468 | 18,648 | 3,331 | 15,317 | 0.638 | 92.4 | 17.9 | 13.3 | 20.1 | 869,152 | 104,634 |
| 和 気 町 | 7,875 | 7,122 | 753 | 10 | 743 | 0.292 | 96.4 | 12.8 | 8.7 | 20.4 | 7,437 | 1,851 |
| 早 島 町 | 3,895 | 3,689 | 206 | 10 | 196 | 0.614 | 83.6 | 16.7 | 7.9 | 10.7 | 4,120 | 2,112 |
| 里 庄 町 | 4,015 | 3,584 | 431 | 19 | 412 | 0.743 | 86.1 | 4.9 | 4.1 | 11.5 | 2,441 | 3,911 |
| 矢 掛 町 | 5,951 | 5,402 | 549 | 29 | 520 | 0.387 | 84.6 | 15.2 | 7.3 | 14.2 | 6,410 | 3,408 |
| 新 庄 村 | 1,407 | 1,314 | 93 | 5 | 88 | 0.351 | 92.1 | 8.4 | 2.0 | 4.3 | 1,689 | 780 |
| 鏡 野 町 | 11,832 | 11,247 | 585 | 45 | 540 | 0.360 | 96.9 | 21.8 | 16.3 | 19.7 | 16,676 | 3,716 |
| 勝 央 町 | 4,842 | 4,559 | 283 | 111 | 172 | 0.583 | 83.3 | 13.4 | 9.3 | 18.5 | 7,898 | 719 |
| 奈 義 町 | 3,689 | 3,380 | 309 | 0 | 309 | 0.350 | 83.9 | 15.3 | 13.8 | 17.4 | 3,555 | 1,304 |
| 西 栗 倉 村 | 2,218 | 2,156 | 62 | 2 | 60 | 0.149 | 89.5 | 12.6 | 12.0 | 22.1 | 2,658 | 173 |
| 久 米 南 町 | 3,242 | 3,101 | 141 | 7 | 134 | 0.235 | 91.2 | 12.1 | 6.9 | 13.8 | 5,079 | 673 |
| 美 咲 町 | 13,875 | 13,739 | 136 | 4 | 132 | 0.249 | 94.2 | 19.4 | 12.7 | 20.4 | 22,641 | 2,709 |
| 吉 備 中 央 町 | 9,084 | 8,693 | 391 | 61 | 330 | 0.282 | 94.3 | 16.5 | 11.6 | 20.1 | 15,216 | 1,519 |
| 町 村 計 | 71,925 | 67,986 | 3,939 | 302 | 3,637 | 0.361 | 91.1 | 15.7 | 10.5 | 17.5 | 95,822 | 22,875 |
| 県 計 | 773,041 | 750,454 | 22,587 | 3,633 | 18,954 | 0.611 | 92.3 | 17.7 | 13.1 | 19.9 | 964,974 | 127,509 |

(注1) 表示単位未満で四捨五入しているため計欄において一致しないことがある。

(注2) 指標の計欄数値は加重平均である。